

第一百三十四回

参議院宗教法人等に関する特別委員会会議録第五号

平成七年十一月二十九日(水曜日)
午前十時二十二分開会

委員の異動

十一月二十八日
辞任岡部 三郎君
橋本 敦君阿部 駒
阿部 幸代君

補欠選任

十一月二十九日
辞任佐々木 満君
益田 洋介君坪井 一宇君
太田 豊秋君

補欠選任

出席者は左のとおり。

佐々木 光弘君
倉田 寛之君

補欠選任

佐々木 秀久君
関根 功君

補欠選任

佐々木 一良君
白浜 卓志君

補欠選任

佐々木 勝三君
村山 富市君

補欠選任

佐々木 正義君
太田 豊秋君

補欠選任

佐々木 久世君
鎌田 要人君

補欠選任

佐々木 小山君
下稻葉耕吉君

補欠選任

佐々木 中島君
泰昌君

補欠選任

委員長

内閣大臣

事務局側

○委員長(佐々木満君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○久世公亮君 質問に入ります前に、一言申し上げたいと思います。

昨夜、本委員会の理事懇が終わりまして、理事会を開催するために委員長及び理事が会館の委員長室を出ようとしたときに、平成会それから衆議院の新進党など数百名が委員長室を包囲、閉鎖をいたしまして、委員長、理事を五時間半にわたって監禁いたしました。(発言する者多し)

これは、まさしく暴挙と言わざるを得ず、言論を暴力によつて阻止しようとしたものであり、人

常任委員会専門

青柳 徹君

大蔵省理財局次

斎藤 徹郎君

説明員

藤井 威君

秋山 收君

大出 嶽郎君

藤井 威君

長 員

高橋 徹君

山本 博一君

大出 嶽郎君

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

服部 三雄君

内閣法制局第二

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

保坂 三藏君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

村上 正邦君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

荒木 清寛君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

猪熊 重二君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

魚住裕一郎君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

大森 礼子君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

釤宮 直鳴君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

和田 洋子君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

伊藤 基隆君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

齊藤 効君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

竹村 泰子君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

前川 忠夫君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

阿部 幸代君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

本岡 昭次君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

國井 正幸君

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

大蔵 大臣

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

農林水産大臣

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

自治省行政局公務員部長

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

内閣官房内閣内審議室長

國務大臣

内閣法制局第一

内閣法制局長官

藤井 威君

道上も断固として許すことができないと思いま
す。(発言する者多し)

私たちも参議院は良識の府と言われております。
その良識の府である参議院にとつてまことにゆ
しき問題であります。(発言する者多し)このよう
な言論を暴力によつて阻止しようとする暴挙に出
た人々に対し、猛省を促したいと思います。

なお、委員長に申し上げたいと思います。

言論の府におきまして暴力に訴えて行動するが
こときことは、敵に慎んでいただきたいと思いま
す。また、既に理事懇や理事会におきまして決め
られた事項につきましては、淡淡として実行に移
していただきたいことを切望いたします。

それでは、宗教法人法の改正につきまして御質
問を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、今までたびたび
言われておりますように、オウム事件を契機とい
たまして、宗教法人をめぐる社会情勢、また宗
教法人制度の適正な運用を図るために必要最小限
度の改正である私は理解をいたしております。
ところで、衆議院の速記録を私も一応読ませて
いただきまして、信教の自由に対する侵害
であるとか、国家権力の不当な介入であると
か、宗教法人に対する統制の強化であるとか、そ
ういう今回の改正の趣旨を理解していな意見や
批判がいろいろございます。(発言する者多し)

私は、参議院におきましては衆議院のようなこ
とはないと思つたわけでございますが、参議院の
本会議におきましても、国家による宗教法人の管
理監督の方向に向かうとか、宗教法人を国家の日
常的な監視のもとに置くとか、文部省に思想警察
の役割を担わせようとする、こういうような意
見がいろいろと言われているわけでございます。
(発言する者多し)

私は、宗教法人法の現行制度も、また今回の改
正法も非常に信教の自由というものを尊重した緩
やかなシステムの法律だと思っております。(発
言する者多し)

○委員長(佐々木満君) 御静粛に願います。御静
肅に願います。

○久世公美君 例えば、民法法人と比較をいたし
ます。でも、許認可ではなくて認証である。あるい
は、ほかの公益法人の多くが学校教育法等も含め
まして監督庁でありますのに、宗教法人法の場合
は所轄庁でございます。また、宗教法人の場合の
役員には、ほかの公益法人に見られるような監事
というような制度はございません。また宗教法人
審議会において、認証しない場合は必ずかける、
あるいは不服審査の手続きのときもこれをかける。

さらに、この法律は非常に不思議な法律でござ
いまして、政令もなければ省令もございません。
なぜないと私も疑問に思つたわけですが、国会
で審議をする、法律にできるだけ多くを載せよう
じやないかと、ここまで配慮をしている。これは
そこまで配慮をしている法律だと。(発言する者
多し)私は、そういう意味において私は問題があると思
います。

○委員長(佐々木満君) 委員長からお願いを申し
上げます。

重要な法案の審議を行つておりますので、どう
ぞ委員始め皆様、御静粛にお願いを申し上げま
す。御静粛にお願いを申し上げます。

○国務大臣(村山富市君) 驚然としておつたもの
ですから、質問が聞き取れない点もあつたので、
あるいは答弁しかねる面があつたかと思いますけ
れども、お答えを申し上げたいと思います。

宗教法人法が他の法律に照らしてみて非常に緩
やかな仕組みになつておる。これは、お話をござ
いましたように、この宗教法人法が監督、取り締
まるという法律でなくして、何よりも信教の自由と
いうものを大事にする、あるいは政教分離の原則

をしつかり守つていこうと、こういう前提に立つ
て、自主的に宗教団体が公益法人としての活動が
できるような物的基礎を保障していくこと、こう
いう性格のものであるために私は特段の配慮がさ
れておるものだというふうに思つております。

ただ、お話をございましたように、この宗教法
人ができて四十四年経過しているわけです。そ
の間には、日本の国というのは随分変化してまい
りました。これはもう経済も変わりましたし、社
会も変わりましたし、一口で言えば道路、交通も
整備をして非常に環境も変わってきたわけです。
そういう社会環境がうんと変わってきたにもかか
わらず、四十四年間、今お話をございましたよう
な緩やかな形でもって法律がつくられてきておる
ということから考えてみて、今度のオウム事件と
いつたようなものが一つのきっかけになつて、宗
教法人法のあり方はこれでいいんだろうかという
ようなことが国民の間でも議論されるようになつ
た。

なるほど考えてみると、例えば所轄庁のあり
方についても、全国的に展開されているような宗
教団体の活動に対して、一つの都道府県だけが認
証して所管するというようなことについてもやつ
ぱり矛盾があるのではないかというようなことが
指摘をされましたので、これは宗教団体の信教の
自由が保障され、政教分離の原則も守られなが
ら、本当に透明度を高く民主的に運営されている
なるほどあの宗教団体はそういう活動をしておる
のかということがある程度わかつてもらえるよう
な、そういう活動というものがいいんではないか
というようなこともございまするし、同時に、所
轄庁としても行政上の認証をした以上は責任があ
るわけですから、その責任も、そういう前提を踏
まえた上で最低限果たせるようなものにするため
にはどういう改正をする必要があるのかというよ
うなことから、今度の改正案はあくまでも前提と
いうものをしつかり保障した上で最低の改正をし
ますけれども、多少管理をするとかそういうよ
うな意味でも使われております。そこで、先ほど

○久世公美君 ありがとうございました。

ただいま総理が御答弁されましたよう今回の
改正の趣旨に照らしながら、私は改正に当たつて
の何点かの問題、從来余り衆議院や参議院におい
て問題になつていないような問題につきまして御
質問を申し上げたいと思います。

その第一点は、所轄及び所轄庁についてでござ
います。

一昨日でございましたか、平成会の方の質問を
聞いておりますと、所轄とは管轄をすることだ、
そして、管轄という言葉は使いたくないけれど
も、何かそれらしいような文言でございました。
所轄という言葉は、これは私は統括とか統括と
いう意味と違う。もともと所轄という言葉は日本
の法律の中で使つてるのは非常に少ないので
ござります。例えば、内閣と人事院の関係、ある
いは独禁法における内閣総理大臣と公正取引委員
会との関係、あるいはまた地方自治体の場合でござ
りますと知事と教育委員会、知事と公安委員
会、そういう何と申しますか、一方が上級機関と
は認めながら、他方は相当程度その上級機関から
独立をしていて、そういうときにのみ所轄という
言葉を使うのが法令上の一般的な定義でございま
す。

私が若いころに、かつて法制局長官をやられま
した佐藤達夫さん、あるいは林修三さんからこの
所轄の意味について、ちょうど傘を差しているよ
うなものだと。例えば所轄というのが傘を差し
て、その傘の中に入っているんだ、直接引っ
張つていて、そういうような関係じゃないんだ
と、こういう御説明を聞いたことを記憶いたして
おります。したがいまして、一昨日御質問された
のとは全く意味が違うんです、さつきも申しまし
た非常にやわらかい関係だと。

それで、所轄の意味につきましては、役所の
場合でござりますから、そのもとから発してはお
りますけれども、多少管理をするとかそういうよ
うな意味にも使われております。そこで、先ほど

申し上げましたように、例えは学校教育法では監

督所と使つてゐる。しかし私立学校法においては所轄廳と使つてゐる。同じような意味において、宗教法人法においては所轄廳と使つてゐる、私は

このように理解をしているわけでござります。

文化庁、文部省におかれましては、今度は所轄

の宗教団体がふえることになると思います。たしかあと数百ふえるというふうに伺つておりますが、政府委員いかがでござりますか。

○政府委員(小野元之君) この改正が認められました場合に、今、都道府県知事が所轄していらっしゃる宗教法人がほかの都道府県内に境内建物を

持つております。それが文部大臣所轄になるわけでございます。私どもとしては正確な数字は把握でございません。

○久世公亮君 二番目には、私は、この宗教法人

法の現在の制度と改正法、この「所轄廳」のところ

なんですが、従来は包括法人、被包括法人それから

立派の法人、こういうシステムになつております

でござりますが、こちらからいただきました冊子

によりましても、要綱を見るとはつきりわかるん

だけれども、法律の大変な部分を見ると一体これ

は何が書いてあるかよくわからない。

私もこの新旧対照表といふところを見まして一

生懸命にこの五条の規定を読んだんですが、どこ

がどうつながっているのかわからない、こういう

感じが強いわけでございます。もし、この法律が

よいよ公布になつて新聞などに全文が出ますと、國民の人もよくわからないし宗教団体の方もよく読めない、こういう気がするのでございま

す。

大体、第一項の方は都道府県知事が所轄廳であ

る宗教法人、第二項の方は文部大臣が所轄廳であ

る宗教法人が書いてあります。この二項は一号、二号、三号と分かれておりますが、それについて

をお願いしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。

第五条第二項で、文部大臣所轄になります宗教

法人が三号にわたつて書いてあるわけでございま

す。非常にわかりにくいという御指摘で、大変申

しわけないと思うのでござりますけれども、まず

第一号は「他の都道府県内に境内建物を備える宗

教法人」ということでございまして、この第一号

は、包括法人、被包括法人、単立法人、この

三種類ございますけれども、そのすべていずれを

問わず、とにかく他の都道府県内に当該法人が境

内建物を備えておるというものについては文部大

臣の所轄になるというのが第二項の第一号でござ

います。

それから第二号は、法文上は「前号に掲げる宗教

法人を包括するもの」少しわかりにくい表現で

ござりますけれども、第二号は包括の宗教法人を

指しているわけでございまして、そして当該包括

宗教法人が包括しております被包括の法人、その

被包括の宗教法人がほかの都道府県内に境内建物

を備えておる、そういう包括宗教法人を第一号

しようか。小野さんのような一番の専門家が御説明でもなかなかわかりにくい。私も事前に何回かお聞きしまして、今の説明を聞いてまあまあわかつたなと。

そこで、いよいよ新聞に報道するときには、新聞社の方がよくわかつてこれは書いてもらいたい。そうでないとわからない。しかし、要するに何が書いてあるかというと、一言で言えば、現在の制度でございます包括法人と被包括法人の関係を残したまま、今回の法律の改正の趣旨、すなわちほかの県に境内建物を備える宗教法人の所轄厅が文部省なんだ、こう書いてある、これが要点でございまして、そんな大きな変化ではございません。法律というものは、書くとあのよう難しくなるものだということをつくづく感ずる次第でございます。

そこで、私はもう少しこれをわかりやすく考えたいとおもいて、具体的な例を挙げさせていただきますので、政府委員の方から、それは一体包括なのか被包括なのか単立なのか、今度の法律によつて特に変わる場合、それを特に御指摘願いたいと思います。最初に全部例を挙げまして、一つ一つ御説明を賜りたいと思います。

伊勢神宮、東照宮、伏見稻荷、それから鎮守の森の神社、それから曹洞宗と永平寺及び総持寺、それから、これら末寺の末寺。

それから、例えは永平寺とか総持寺は曹洞宗の大本山ですから、本山とか大本山とか總本山、そういうものの宗教法人法上の位置づけ。

それから、淨土真宗の本願寺派、西でございま

す。この法人も、所轄の変更があるかどうか、これははつきりいたしておりません。当該法人の方は単位宗教法人でございまして、知事所轄の法

人でござります。伏見稻荷さんも、所轄の変更是、ないだろうというふうに御回答されているよ

うでござります。

それから、東照宮でございますが、東照宮さんは単位宗教法人で、県知事所轄の法人でございま

す。この法人も、所轄の変更があるかどうか、こ

れははつきりいたしておりません。当該法人の方は、ないだろうというふうに御回答されているよ

うでござります。

それから、村の鎮守のような神社さんでござ

ります。それから、伏見稻荷大社でございますが、これも単立の宗教法人でございまして、知事所轄の法

人でござります。伏見稻荷さんも、所轄の変更是、ないだろうという御回答だと聞いておりま

す。

それから、大石寺の関係、及び大石寺の末寺との関係。それから、大石寺は日蓮正宗の總本山でございますが、これはほとんど神社本厅の被包括宗教法

人でござります。恐らく所轄の変更はほとんどな

いというふうに私どもは思っております。

○久世公亮君 それでは次に、曹洞宗と永平寺及

び総持寺及びこの末寺、それから本山、大本山、

これは宗教法人法上の法人格を持つているかどうか。

これを一つずつ御説明を賜りたいと思います。

まず、伊勢神宮、東照宮、伏見稻荷、鎮守の森、

これについて御答弁願います。

○政府委員(小野元之君) 初めにお断り申し上げます、私どもの方で所轄していない法人につきましてははつきりわからない部分がございます。

これまで、間違つている場合があると大変その法人に失礼になりますので、その点はお許しを賜りたいと存じます。

まず、伊勢神宮でござりますが、伊勢神宮は神社本厅の被包括宗教法人でござります。この伊勢

神宮が今回、法改正がなされた場合に所轄が変更になります。

そこで、伊勢神宮でござりますが、伊勢神宮は神社本厅の被包括宗教法人でござります。この伊勢

神宮が今回、法改正がなされた場合に所轄が変更になります。

それから、東照宮でございますが、東照宮さんは単位宗教法人で、県知事所轄の法人でございま

す。この法人も、所轄の変更があるかどうか、こ

れははつきりいたしておりません。当該法人の方は、ないだろうというふうに御回答されているよ

うでござります。

それから、伏見稻荷さんも、所轄の変更是、

ないだろうという御回答だと聞いておりま

す。

それから、大石寺の関係、及び大石寺の末寺。

それから、大石寺と創価学会及び創価学会の支部との関係。それに大石寺と創価学会との関係。そして、創価学会の支部というのは、これは境内建物でござ

います。

○政府委員(小野元之君) 曹洞宗さんは包括宗教

法人でございまして、文部大臣の所轄でございま

す。それから、永平寺さんは曹洞宗の被包括宗教法人でございます。

人でございます。永平寺さんは曹洞宗の大本山とござります。これは知事所轄の法人でござります。永平寺さんが所轄の変更があるかどうか、これも私どもは確認ができておりますが、法人の側は、所轄が変更になるのではないかという御回答でございます。

それから、総持寺さんでございますが、これは曹洞宗の被包括宗教法人でございます。曹洞宗の大本山でございます。これは知事所轄でございます。曹洞宗の人側は、ないだらうという御回答と理解をいたしております。

それから、永平寺や総持寺の末寺でございますが、これは曹洞宗の被包括宗教法人というふうに理解をいたしております。

○久世公堯君 それでは、淨土真宗の本願寺派西と本願寺、それから真宗大谷派東と東本願寺、それぞれの末寺との関係、お願ひします。

○政府委員(小野元之君) 淨土真宗本願寺派でござりますが、これは包括宗教法人で文部大臣所轄でございます。

それから、いわゆる西本願寺さんでございますが、これは淨土真宗本願寺派の非包括宗教法人でございます。

○久世公堯君 それでは、淨土真宗の本願寺派西と本願寺、それから真宗大谷派東と東本願寺、それぞれの末寺との関係、お願ひします。

○政府委員(小野元之君) 淨土真宗本願寺派でござりますが、これは包括宗教法人でござりますが、これは曹洞宗の被包括宗教法人といふうに理解をいたしております。

以上、お願ひします。
○政府委員(小野元之君) 日蓮正宗さんは包括宗教法人でございまして、文部大臣所轄でございます。これら、大石寺さんは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。日蓮正宗の總本山といふうに理解しておりますが、大石寺さんは知事所轄でございます。この大石寺さんにつきましては、所轄の変更があるかどうかは私どもは未確認でございます。法人の側は変更になるのではないかとござります。法の末寺でございますが、これは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。

それから、創価学会さんでございますが、創価学会さんは、単立の宗教法人でございまして、知事所轄の法人でございます。この創価学会さんが法改正になつた場合どうなるかということでござりますが、所轄の変更について私どもは未確認でござります。淨土真宗本願寺派の本山といふうに言われております。これは知事所轄の法人でござります。西本願寺さんにつきましては、所轄の変更は未確認でございます。法人の側は、変更にならないのではないかという御回答だと聞いております。それから、東本願寺派の真宗大谷派でござります。それから、西本願寺の末寺でございますが、真宗大谷派は包括宗教法人でございまして、文部大臣の所轄でございます。東本願寺さんは昭和六十二年に真宗大谷派と合併されておりまますので、法人格はないというふうに理解をいたしております。この東本願寺さんの末寺でございま

すが、これは真宗大谷派の非包括宗教法人であるというふうに理解をいたしております。

○久世公堯君 それでは、最後でございますが、日蓮正宗と大石寺及び末寺、総本山との関係、日蓮正宗と創価学会及び創価学会支部との関係、大石寺と創価学会との関係、創価学会支部の宗教法人法上の位置づけ。

以上、お願ひします。

○政府委員(小野元之君) 日蓮正宗さんは包括宗教法人でございまして、文部大臣所轄でございます。それから、大石寺さんは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。日蓮正宗の總本山といふうに理解しておりますが、大石寺さんは知事所轄でございます。この大石寺さんにつきましては、所轄の変更があるかどうかは私どもは未確認でございます。法人の側は変更になるのではないかとござります。法の末寺でございますが、これは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。

それから、創価学会さんでございますが、創価学会さんは、単立の宗教法人でございまして、知事所轄の法人でございます。この創価学会さんが法改正になつた場合どうなるかということでござりますが、所轄の変更について私どもは未確認でござります。淨土真宗本願寺派の本山といふうに言われております。これは知事所轄の法人でござります。西本願寺さんにつきましては、所轄の変更は未確認でございます。法人の側は、変更にならないのではないかという御回答だと聞いております。それから、東本願寺派の真宗大谷派でござります。それから、西本願寺の末寺でございますが、真宗大谷派は包括宗教法人でございまして、文部大臣の所轄でございます。東本願寺さんは昭和六十二年に真宗大谷派と合併されておりまして、法人格はないというふうに理解をいたしております。この東本願寺さんの末寺でございま

すが、これは真宗大谷派の非包括宗教法人である大きさとかそういうことは全く関係がないといふのを今の御説明で大体おわかりいただいたと思います。

そこでは、文化庁から宗教年鑑というものが出ております。また、各都道府県におきましては、これが東京都の場合はこんなに厚いわけです。こ

ういう宗教法人名簿というものが出ております。所轄庁というのは当然にそういうことをやるわけですが、文部省・文化庁は、同時に指導でございますが、文部省・文化庁は、同時に指導的役割、この宗教法人を所轄しております。

それから、大石寺さんには直接の所轄庁にかかることで、この宗教年鑑には直接の所轄庁にかかることと若干違うものと両方が書かれております。それから、創価学会さんでございますが、創価学会さんは、単立の宗教法人でございまして、知事所轄の法人でございます。この創価学会さんが法改正になつた場合どうなるかということでござりますが、所轄の変更について私どもは未確認でござります。淨土真宗本願寺派の本山といふうに言われております。これは知事所轄の法人でござります。西本願寺さんにつきましては、所轄の変更は未確認でございます。法人の側は、変更にならないのではないかという御回答だと聞いております。それから、東本願寺派の真宗大谷派でござります。それから、西本願寺の末寺でございま

すが、これは真宗大谷派の非包括宗教法人である大きさとかそういうことは全く関係がないといふのを今の御説明で大体おわかりいただいたと思います。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。この宗教年鑑は、私ども文化庁といたしまして、各宗教法人の皆様の方の御協力をいただきまして、作成させていただいているものでございます。

したがいまして、お話をございました各都道府県知事所轄の単立の宗教法人でございましても、比較的文化庁に問い合わせがあるとか、あるいは照会が多いといったものにつきましては、それぞれの宗教法人に文書でお願いを申し上げまして、協力をいただいた上で掲載をさせていただいている

ところです。

○久世公堯君 ただいまお聞きいただきましたように、今回の法律改正というものは、世俗的な部分といいますか、宗教上の問題じゃないんです。

それから、創価学会さんの支部でございますけれども、これは独立した団体ではなく、法人格を持つていらっしゃらないというふうに承知をいたしております。それから、創価学会さんの支部でございますけれども、これは独立した団体ではなく、法人格を持つていらっしゃらないというふうに承知をいたしております。したがいまして、創価学会さんにつきましては、創価学会という宗教法人格のみだとうふうに承知をいたしておるところでござります。

○久世公堯君 ただいまお聞きいただきましたように、今回の法律改正というものは、世俗的な部分といいますか、宗教上の問題じゃないんです。それから二つ目には、オウム真理教と幸福の科学も単立法人と思われますが、なぜ抜けているのか。

それから、創価学会のところを見ますと、教師の数と、それから会員、信者の数、これはほかは全部書いてあるんですねけれども、靖国神社は書いてあります。これがはある意味においては全国民が信者とも言えるわけでございますが、創価学会のところは未報告になつてゐるわけでござります。これはどういう理由か、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(島村宣伸君) おっしゃるとおりでございます。

○久世公堯君 それから、ちょっとここは関係外でございますが伺いたいんですが、今度はいろんな行政上の必要性から二府県以上にまたがるもの

な台帳を、今までも備えつけておりますが、それを報告することになりますが、例えば境内建物について書く場合に、外国にある施設につきましての規定は一体どうなるんでしょうか。対象外になりますのでございましょうか。

ただ、最近、外国に支部を設けたり、外国に対する布教が非常に行われております。これ自身是非常にいいことだと思うのでございますが、それと宗教法人法の関係があるのか全くないのか。あるいはしかし、そういうものは載せる方がいいのか、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 今回、法改正によりまして境内建物に関する書類というものをいたすことになるわけございませんけれども、外国の地には、当然のことでお答えいますが、日本の宗教法人法は及ばないわけでございます。したがいまして、法律にきちんとした形での境内建物というものになるかどうかはいろんな議論があると思うわけございませんけれども、財産目録という観点で、仮に外国の地にそういった日本法人が所有権を認められるという国があつて、それが法人として財産で認められますれば、それは財産目録の中に記載をされるということはあり得るというふうに考えております。

○久世公亮君 実は、地方公共団体との関係をお聞きしたいのですが、これは時間が余りましたらお聞きすることで後回しにいたしますので、今回の法改正、附則いろいろ書かれていますが、公布をし、それからその間、公布からるべき若干のことがあつて、それから施行する。施行も一年以内と書いてあります、なるべく早く施行してもらいたいと私は思っています。

この法改正に伴う所轄庁の変更手続、これは全国的に活動し、数多くの境内建物を所有する宗教団体がかなりあるわけでござりますが、これはこの所轄庁を変更するということになるわけでございます。かなり時間がかかるのかかかるしないのか。附則二項には公布の日から六ヶ月以内とされ

ておりますけれども、それで十分でございましょうか。また、届け出るのは、境内建物の名称、所在地、面積だけでいいのか。そういう関係について書く場合に、外國にある施設につきましての規定は一体どうなるんでしょうか。対象外になりますのでございましょうか。

ただ、最近、外国に支部を設けたり、外国に対する布教が非常に行われております。これ自身是非常にいいことだと思うのでございますが、それと宗教法人法の関係があるのか全くないのか。あるいはしかし、そういうものは載せる方がいいのか、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) おきました。改正法の公布日において他の都道府県内に境内建物を備えておられる宗教法人については、その旨を都道府県を通じまして文部大臣に届け出でていただくということにしておるわけでござります。

したがいまして、この法律が公布になつた時点では、私どもとしては通達等でその旨を各県あるいは各宗教法人にお知らせして、そして、現在は知事所轄の法人であつてもほかの都道府県内に境内建物を持つておられるという宗教法人については、その旨を知事を通じて文部大臣に届け出でておられたことをお願いしております。その場合に、六ヶ月以内にお願いするということでございまます、この届け出につきましては、境内建物の名称、それから所在地及び面積、こういったものを記載した書類で比較的簡単な書類でござりますので、六ヶ月以内でお届けいただけるというふうに私どもは理解をしております。

それから、この届け出は所轄庁の変更が円滑に行われるようにするためのものでございまして、境内建物の所在を確認するための書類として必要最小限のものをお願いするというふうに考えていいわけでござります。

〔委員長退席 理事松浦功君着席〕

○久世公亮君 既に何回も言われておりますように、宗教法人法の改正に伴いまして所轄がえになつたとしても一々認証の必要のないことは当然のことです。

さて、今、小野次長から御説明になつたこととでござりますが、先ほども申しましてこの法律には政令もなければ省令もない。委任省令は今さらできませんから、実施政令というものをおつくりになるかどうか。

また、本法附則の二十三項によりますと、後か

ら質問いたしますけれども、小規模な宗教法人の場合はつきましては、これは宗教法人審議会の意見を聞いて文部大臣が定めると書いておりますが、これは文部大臣の告示でおやりになるのか。いずれにしても政省令がない。普通の法律はあるのが常識でございますが、これは実施政令ならつくるわけでございますけれども、そのあたりはどうお考えでござりますか。

○政府委員(小野元之君) 現行の宗教法人法におきまして、登記の手続規定であるとかあるいは民法等の準用規定、それから解釈規定等もできるだけ法律の中に取り入れるという建前をとつてござります。政令やその他の命令に委任すべき事項、手続等についてもできるだけ法律の中に規定をすると、現行法はその建前をとつておるわけでございます。

○久世公亮君 施行に関することと非常に問題

で、国民の皆さん方は大変知りたいと思っている一つだろうと思いますが、この前、閑根議員が質問になりました。一会计年度の収入の額が減少であります。

○久世公亮君 施行に関することと非常に問題で、国民の皆さん方は大変知りたいと思っていますが、これは文部大臣の告示でおやりになるのか。いずれにしても政省令がない。普通の法律はあるのが常識でございますが、これは実施政令ならつくるわけでございますけれども、そのあたりはどうお考えでござりますか。

○政府委員(小野元之君) 現行の宗教法人法におきましては、登記の手続規定であるとかあるいは民法等の準用規定、それから解釈規定等もできるだけ法律の中に取り入れるという建前をとつてござります。政令やその他の命令に委任すべき事項、手續等についてもできるだけ法律の中に規定をすると、現行法はその建前をとつておるわけでございます。

○久世公亮君 まだ、私が頭の中で考えて、こんなのはどうだ

ら質問いたしましたけれども、小規模な宗教法人の

場合につきましては、これは宗教法人審議会の意見を聞いて文部大臣が定めると書いておりますが、これは文部大臣の告示でおやりになるのか。

○久世公亮君 まだ、どうもまだ漠としております。これ

を私は速やかに、法律が公布になつたらすぐにで

り、文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて

おりました。国民の皆さん方は大変知りたいと思つて

いるのか。これが文部大臣の告示でおやりになるのか。

はよくわかりません。これは、小規模企業者についていろいろ税制上の特例などございますから、そういう一般の小規模事業者というような物差しもあるんだろうと思います。ひとつ今のうちからそれをよくお考へいただきたいと思うのでございま

すが、いかがございましょうか、文部大臣。

○國務大臣(島村宣伸君)

大変貴重な御意見でござりますので承っておきます。また、私も考え方としてはほとんど同じ考えに立っております。

○久世公堯君

この宗教法人法、それこそ昭和二

十六年以来、いろんな行政不服審査法とかそういうものができれば宗教法人法を変えておりますけれども、主体的に変えるのは今度が初めてです

から、今度の改正は非常に最小限でございますが、文化庁の事務当局はさぞや大変だったろうと思ひます。聞くところによりますと、かなりほどの課からも応援部隊が来て法律を作成し、そして国会の審議に当たったと承っております。

さて、いよいよこの宗教法人法ができますと、

その予算とか人員とか組織とか、そういうことは

一体どのようにお考へございましょうか。ま

た、きのうかおととい、平成会の方の御質問にも

ありましたように、私もこの宗教法人の研修の冊子を見せていただきましたが、全国を五ブロック

に分けて、そして都道府県関係者も集め、同時に

宗教法人も集めて本当に親切に研修をしている、

そういう実態も承りました。そうすると、行政改

革の時代ではございますけれども、ある程度の拡充も必要かと思うわけでございますが、そのあたりをどうお考へございましょうか。

○政府委員(小野元之君)

今回の法改正でございま

りますけれども、所轄庁の区分の変更に伴いまし

て、複数の都道府県で活動を行つていらっしゃる

宗教法人、単立の宗教法人等が文部大臣所轄にな

るわけでござりますけれども、こういった所轄庁

の変更に伴いまして事務量の増大が私ども文化庁

としても考へられるわけでござります。

そういったこともございまして、所轄庁がこの

改正法のもとできちんと責任を果たしていくとい

うためには、この事務量の増大に伴う必要な人員体制の整備ということも私どもは考えなければいけないと思いまして、八年度でござりますけれども、予算要求でお願いをしておるところでござります。

それから、御指摘のございました宗教法人の

方々あるいは各都道府県の担当者の方々、こうい

った方々に対する研修につきましても充実を図る

必要があるというふうに考えておりまして、これ

も概算要求の中に研修会の充実のための所要の予

算をお願いしております。

○久世公堯君

ちょっとついでにお聞きしたいん

ですけれども、これは文部大臣と文化庁長官、文

化庁が所管をされるにはいろんな歴史的な推移が

あつたことは私も存じておりますが、教育と宗

教、文化と宗教、そういうような関係の中におい

て文化庁が所管されるんだろうと思ひますが、例

えば国會でござりますと、当然外局の長が各局長

と並んでほかの省庁では政府委員になつております。

国會の答弁もされております。ところが、文

化庁長官と国税局長官、まだほかに二、三あつた

かもしませんが、それは一体どういう理由なん

でございましょうか。

○政府委員(小野元之君)

まず、いわゆる宗務行

政を文化庁で行つておる経緯でござりますが、こ

れにつきましては、戦後、宗務課は最初の時点で

は社会教育局に置かれておつたわけでございま

すが、その後、大臣官房、それから調査局の所管に

なつたことがござります。

そして、昭和四十一年に文化局を設置されたわ

けでございますが、この時点で宗務行政を担当す

る宗務課につきましては、文化現象に関するもの

だという理解のもとに文化局の所管になつたわけ

でござります。

その後、現在の文化庁が昭和四十

三年にできたわけでござりますけれども、この文

化庁の設置に伴いまして宗務課は文化庁に所属す

るということになつておるわけでござります。

文化庁は、国家行政組織法上の文部省の外局で

ございます。もちろん文部省の長である文部大臣

が全体の所掌事務を統括されるわけでござりますけれども、文化庁長官は大臣の監督のもとに文化庁に属する所定の事務を行うというものでござります。

私も政府委員の任命については詳しく承知して

いないわけでござりますけれども、文化庁の所掌

事務は大変幅広うございますし、対外的にも国内

におきましてもさまざまな儀式その他重要な事

項もあるわけでござります。現在のところ長官が

そいつた表の面での文化行政を担当なさる、内

部管理といいますか、法律事項とかそういうたも

のは現在の時点では次長が主として携わさせてい

ただいておるというふうに私は理解をしておりま

す。

○久世公堯君

どうも若干疑問にも思ひますが、

次の質問に移らせていただきたいと思います。

宗教法人に伴う行政体制、今でも都道府県でか

なりの仕事をやつているわけでござります。現在

でも地方交付税で措置がされていると承つております。

ですが、この宗教法人法の改正、單に逆から言ひ

ますと都道府県知事から所管が移つていくわけで

ござりますが、同時に貸借対照表とかこういう提

出の書類というのも見なければならない、送付

をしなければいけない。いろんな事務も重なると

思ひますが、そのあたり、地方交付税上の措置と

申しますが、財政的な問題を自治省としてはどの

ようにお考へになつておられますか。政府委員・

財政局長にお願いをいたしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君)

お答えを申し上げま

す。

現在、宗教法人に関する事務につきましては、

通常各都道府県の総務部の文書関係の事務を担当

する課で所管をしている場合が多うございます。

したがつて、その経費につきましても、普通交付

税には「その他の諸費」という項目があるわけであ

りますが、その中の総務費の細節の文書広報費で

措置をいたしております。

職員のなかで算定をしているということでございま

す。

しかし、この機関委任事務、最近は地方分権の

大きな流れがござりますけれども、機関委任事務

というのは、今各省庁はやたらに機関委任事務に

したがる。この中には、本当は機関委任事務じゃ

なくて団体事務といふものもありあると私は思

うんです。その点、この宗教法人法による文部大

臣と都道府県知事の機関委任事務というのは、私

が自分で考えておりますのは、戦前からずっと一

貫した本物の機関委任事務なんだよ。といいます

改正法のもとできちんと責任を果たしていくとい

うことをございまして、所轄庁がこの

改正法でございまして、所轄庁がこの

のは、戦前に宗教団体法というのがありました。あのときにも地方長官という規定が置かれておりました。これはほかならぬ今の機関委任事務そのものだらうと私は思います。

そういう意味においては本質的な機関委任事務なんだから、そこはしっかりとやつてもらわなければいけない。同時に、宗教団体、宗教法人は、地域的なものだから地域にも非常に關係が深い。どうかひとつ國も地方も、これだけ國民から期待を寄せられている宗教法人法の改正に当たつて、十分な体制と、ある意味においては厳格にある意味においてはこの法律が真綿で包むような非常に丁寧な措置をしているやわらかい關係、それを十分わきまえて運用に努めたいだときついと思います。

今回の参議院における審議、衆議院でも若干議論されておりますが、参議院におきましてはここ三日間、特に政教分離の問題をめぐつて憲法二十一条の解説問題がございました。

南原繁という方がおられました。この南原さんは余り本を書いておられない方でございますが、昭和十七年に「國家と宗教」という本を岩波書店から出しておられます。この著書を久しぶりにひもといてみたわけでございますが、政治学者あるいは政治史学者として著名であり、この「國家と宗教」という本は私は不朽の名著だと思っております。

この著書によりますと、これは中世から近世にわるるカトリック主義とプロテスタンティズム、国家と宗教の関係というものを論ずる場合にこの二つの類型についてどう考えるか。この書物によると、プラトンの復興、プラトンの理想国家なりキリスト教の神の国、そしてカント哲学、そういうふうに移つて今日に至る歴史が書かれているわけですが、この前、関根さんがここで言つておりましたように、国家と宗教との関係はある意味においては葛藤の歴史であつたわけでございます。それは、宗教から國家を守る、そこに

あります。極めて西欧の歴史、これがそれを示すのだとおもつてもらわなければいけない。同時に、宗教法人は、けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり宗教も変わる、その中において憲法解説もおのずから変わるべきだし、変わらなければいけないと思つておられるわけでございます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて政教分離につきましては歴史があるわけでござりますが、憲法二十条は、これまた関根議員が指

をされましたように、マッカーサー憲法、その原文がありまして、それに由来するところはもう既に御高舉のとおりでございます。

そして、戦後五十年がたつたわけでございま

す。今回の宗教法人法の改正、先ほど村山総理がおつしやいましたように、何よりも社会、経済の

実態が変わり、宗教の実態もまた変わって広域化

してまいりました。また、新しい宗教法人とい

うのも出ております。どちらかといいますと古い宗

教、特に仏教の場合においては、もともと各家に

は何々宗というのがあった。それに対して新しい

宗教は、国民を指導する新しい理念を持つておら

れる。例えは在家主義仏教、古くからの出家によ

る仏教ではなくて在家主義の仏教、家で先祖の供

養をみずから行う仏教、そういう主義を唱えてい

る立派な宗教団体もあるわけでござります。社会

の宗教観についても変わってきております。社会

の実態も変わり、宗教そのものも変わっている。

そして、国民も二十一世紀に向かつて宗教とい

るものあり方を論じているのが今日だと思いま

す。

したがいまして、私は、憲法というのはやはり一国の中核でございますので、これは容易に変えてはいけないという原則もあるだらうと思

います。大出法制局長官もたびたび答弁をされま

した。内閣法制局といふところは昔から、かたく

な憲法の解釈を守る、そういういい伝統とともに

若干固執をされるという面もあるわけござい

ます。きょうはあえて大出長官にお聞きしません

けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり

宗教も変わる、その中において憲法解説もおのず

から変わるべきだし、変わらなければいけないと

思つておられるわけでございます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また

長官も再々答弁をされております。そして、官房

長官もおつしやいましたように、大変これは重大な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんのお

論議、それから世論、国民の立場、そういうもの

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。現在では、総理がお話しになつたとおり

に、我々としては現憲法の趣旨を守つていこう、

こういうふうに考えております。総理の御答弁と

軌を一にしておるというふうに御理解をいただき

たいと思っております。

○久世公堯君　ただいま官房長官から御答弁を賜

りました。私どもきのう、おとといと承りました

御意見と同じだと思いますが、官房長官は今、相

当の期間をかけてと。相当のというのは役人がよ

く使う言葉なのでござりますが、これは、官房長

官の場合はなるべく早くというふうに私は理解を

させていただきたいと思います。

何よりも今、宗教法人法の改正で改めて憲法二

十条の問題というものを私どもは議論しようとし

ております。

御案内のように、関根委員あるいは尾辻委員か

らも激しくお話をされました。また、野党からは白浜委員以下同じような御質問がございました。

今おつしやつたように、憲法は極めて重い、すべ

ての法律の中核である、したがつてめったに解釈

の変更というものはでき得ない。だから、今まで

は一体どうなのかということ、私もお話を申し

上げましたように、相当の期間をかけて勉強して

いかなきやならぬだろうというふうなお答えをいたしました。

したがいまして、かつての金森さんの発言なり

あるいは春日一幸さんの発言もお話をありました

ので、そういう点も全部ひもといて見てまいりました

した。現在では、総理がおつしやいました。そのとおり理解を

させていただきました。私の質問を終わりたいと

思っています。(拍手)

○理事(松浦功君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、馳浩君が委員を辞任され、その補欠とし

て太田豊秋君が選任されました。

したがいまして、この問題については、今お話を

がありましたように、世代も変わる、国民の考え方もある、また国会での十分な論議というものを

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また

長官もおつしやいましたように、大変これは重大

な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんのお

論議、それから世論、国民の立場、そういうもの

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて

政教分離のもともとの発祥があつたんだろうと思

います。極めて西欧の歴史、これがそれを示す

ものだらうと思います。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて

政教分離につきましては歴史があるわけでござ

りますが、憲法二十条は、これまた関根議員が指

摘をされましたように、マッカーサー憲法、その

原文がありまして、それに由来するところはもう

既に御高舉のとおりでございます。

そして、戦後五十年がたつたわけでございま

す。今回の宗教法人法の改正、先ほど村山総理が

おつしやいましたように、何よりも社会、経済の

実態が変わり、宗教の実態もまた変わって広域化

してまいりました。また、新しい宗教法人とい

うのも出ております。どちらかといいますと古い宗

教、特に仏教の場合においては、もともと各家に

は何々宗というのがあった。それに対して新しい

宗教は、国民を指導する新しい理念を持つておら

れる。例えは在家主義仏教、古くからの出家によ

る仏教ではなくて在家主義の仏教、家で先祖の供

養をみずから行う仏教、そういう主義を唱えてい

る立派な宗教団体もあるわけでござります。社会

の宗教観についても変わってきております。社会

の実態も変わり、宗教そのものも変わっている。

そして、国民も二十一世紀に向かつて宗教とい

るものあり方を論じているのが今日だと思いま

す。

したがいまして、私は、憲法というのはやはり

一国の中核でございますので、これは容易に変えてはいけないという原則もあるだらうと思

います。大出法制局長官もたびたび答弁をされま

した。内閣法制局といふところは昔から、かたく

な憲法の解釈を守る、そういういい伝統とともに

若干固執をされるという面もあるわけござい

ます。きょうはあえて大出長官にお聞きしません

けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり

宗教も変わる、その中において憲法解説もおのず

から変わるべきだし、変わらなければいけないと

思つておられるわけでございます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また

長官もおつしやいましたように、大変これは重大

な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんのお

論議、それから世論、国民の立場、そういうもの

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて

政教分離につきましては歴史があるわけでござ

りますが、憲法二十条は、これまた関根議員が指

摘をされましたように、マッカーサー憲法、その

原文がありまして、それに由来するところはもう

既に御高舉のとおりでございます。

そして、戦後五十年がたつたわけでございま

す。今回の宗教法人法の改正、先ほど村山総理が

おつしやいましたように、何よりも社会、経済の

実態が変わり、宗教の実態もまた変わって広域化

してまいりました。また、新しい宗教法人とい

うのも出ております。どちらかといいますと古い宗

教、特に仏教の場合においては、もともと各家に

は何々宗というのがあった。それに対して新しい

宗教は、国民を指導する新しい理念を持つておら

れる。例えは在家主義仏教、古くからの出家によ

る仏教ではなくて在家主義の仏教、家で先祖の供

養をみずから行う仏教、そういう主義を唱えてい

る立派な宗教団体もあるわけでござります。社会

の宗教観についても変わってきております。社会

の実態も変わり、宗教そのものも変わっている。

そして、国民も二十一世紀に向かつて宗教とい

るものあり方を論じているのが今日だと思いま

す。

したがいまして、私は、憲法というのはやはり

一国の中核でございますので、これは容易に変えてはいけないという原則もあるだらうと思

います。大出法制局長官もたびたび答弁をされま

した。内閣法制局といふところは昔から、かたく

な憲法の解釈を守る、そういういい伝統とともに

若干固執をされるという面もあるわけござい

ます。きょうはあえて大出長官にお聞きしません

けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり

宗教も変わる、その中において憲法解説もおのず

から変わるべきだし、変わらなければいけないと

思つておられるわけでございます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また

長官もおつしやいましたように、大変これは重大

な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんのお

論議、それから世論、国民の立場、そういうもの

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて

政教分離につきましては歴史があるわけでござ

りますが、憲法二十条は、これまた関根議員が指

摘をされましたように、マッカーサー憲法、その

原文がありまして、それに由来するところはもう

既に御高舉のとおりでございます。

そして、戦後五十年がたつたわけでございま

す。今回の宗教法人法の改正、先ほど村山総理が

おつしやいましたように、何よりも社会、経済の

実態が変わり、宗教の実態もまた変わって広域化

してまいりました。また、新しい宗教法人とい

うのも出ております。どちらかといいますと古い宗

教、特に仏教の場合においては、もともと各家に

は何々宗というのがあった。それに対して新しい

宗教は、国民を指導する新しい理念を持つておら

れる。例えは在家主義仏教、古くからの出家によ

る仏教ではなくて在家主義の仏教、家で先祖の供

養をみずから行う仏教、そういう主義を唱えてい

る立派な宗教団体もあるわけでござります。社会

の宗教観についても変わってきております。社会

の実態も変わり、宗教そのものも変わっている。

そして、国民も二十一世紀に向かつて宗教とい

るものあり方を論じているのが今日だと思いま

す。

したがいまして、私は、憲法というのはやはり

一国の中核でございますので、これは容易に変えてはいけないという原則もあるだらうと思

います。大出法制局長官もたびたび答弁をされま

した。内閣法制局といふところは昔から、かたく

な憲法の解釈を守る、そういういい伝統とともに

若干固執をされるという面もあるわけござい

ます。きょうはあえて大出長官にお聞きしません

けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり

宗教も変わる、その中において憲法解説もおのず

から変わるべきだし、変わらなければいけないと

思つておられるわけでございます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また

長官もおつしやいましたように、大変これは重大

な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんのお

論議、それから世論、国民の立場、そういうもの

踏まえてもつともつと勉強して、間違いのない、

皆さん方から理解されるようなことを考えており

ます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて

政教分離につきましては歴史があるわけでござ

りますが、憲法二十条は、これまた関根議員が指

摘をされましたように、マッカーサー憲法、その

範囲の問題です。

これにつきまして不明確であるという批判がありますが、この言葉は既に現行法の例えれば三十四条、四十四条、こういったところで信者その他の利害関係人という言葉は使われておりますね、それは間違いないです。

それで、現行法の中に用いられている言葉を今度お使いになられて、それについていろいろ不正確だとか言われておることについて、皆さん方の事務的な御見解をお伺いたしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 委員御指摘ございましてたように、信者その他の利害関係人という言葉は今回初めて使うものではございませんで、既に宗教法人法の中に規定があるものでございます。し

たがいまして、信者その他の利害関係人の概念自体はそれぞれの条文で規定があるわけでございますけれども、この閲覧請求権が認められる信者その他の利害関係人につきましては形容詞といいますか限定がついているわけでございまして、正当な利益があり、不当な目的でない、この二つの条件がかぶさつておるわけでございます。

そういう意味で、信者その他の利害関係人は、御指摘ございましたようにほかの条文にも、財産処分の公告等についても、公告の対象になる信者その他の利害関係人といった形で既にあるわけでございまして、私どもとしては必ずしも不明確なものではないというふうに理解をいたしております。

○鎌田要人君 次に、これは官房長官にお伺いしたいのでございますが、オウム真理教の信者の社会復帰の問題、これについてでございます。

オウム真理教の信者の人で、いわば迷惑に目が覚めて、それで社会復帰したいと。ところが、その人に対する世間の目はそれは冷たいですね。トラブルがあるということは、これは予想されるほんまものが、ほんまに改善したのかどうかわからぬぞという気持ち、そういう気持ちを始めとしまして、これから社会復帰していくのにいろんなトラブルがあるということは、これは予想されるところですね。

その場合に、例えば職業を紹介してあげるとか、あるいは教育関係でいろいろ社会教育も含めてあげるとか、そういった縦の系列の対応の前に、そういう人々に對しまして、これは私は市町村だろうと思うんですが、市町村で全般的な的にはそういうことだつたらこちらへ来なさい、あなたはこういうことだつたらこちらへ来なさい、そういう指導も含めまして市町村が第一義的にはそういうことをしなけりやいかぬのじやないかと、そういうことで考えておるのでございま

すが、この点につきまして官房長官の御意見をお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(野坂浩賢君) 先生の御質問にお答えいたします。

今お話をありましたように、オウム真理教をめぐる事件、教団を脱会して社会復帰をしようとする方々あるいは子供さんの状況、世間は冷たい、御指摘のとおりでございます。だから、また教団に帰るかというような事態にならないよう我今は配慮していかなきやならぬ、当然だと考えております。

そこで、六月に、内政審議室長を長といたしま

して、関係省庁の局長を中心にして対策委員会を持っています。ちなみに、警察庁、法務省、文化庁、厚生省、労働省、建設省、自治省、こういう方々にお集まりをいただいて連絡会議をつくり、山梨県等からの要望もございますので、それそれ職の問題とあるいは更生の問題とか、一つ一つに温かく対応して、世間は冷たいということを言いますと国民の迷惑の対象から排除したい、そういう気持ちが私は非常に強いものです。ありますから、私は、昭和三十三年の古めかしい答申を引張り出して延々とやつたのはそ

の気持ちがあつたんです。

それはそれといたしまして、破防法あるいはそれがわかるべき法律で今のオウム真理教を、極端なことを言いますと国民の迷惑の対象から排除したい、そういう気持ちが私は非常に強いものです。ありますから、この点についてどうお考えか、法務大臣の御意見をお伺いたしたいと思うのでございま

す。

○国務大臣(宮澤弘君) 御承知のように、ただいま宗教法人法に基づきましてオウムについては裁判所から解散命令が出ておりますが、係争中でござります。解散命令が確定をいたしましたとしてもオウム真理教が任意団体として行う活動まで規制をされるわけではありません。

だからもう一つ、これは法務大臣にお伺いいたしたいのですが、今度の宗教法人法の一部改正案に破防法というのを考えますと、破防法によると解説指定の処分というものが確定をいたしま

正をするやしないか、それで足りるという御意見があるようでございます。「七九%ある」と呼ぶ者あり)七九%あると後ろの方で言つておることも事実でございますが、七九%か二〇%か

それが昔の共産勢力の撲滅のために破防法というのがあったたとことであれば、それにかかる法律でもいいんです。要するに、オウム真理教というのが非法人格、法人格を持たないで民間の宗教団体として活動する余地は十分あるわけです。そういうものに対し、やはり絶滅をさせるということが必要だと思うんです。

そういう意味では、宗教法人法のこの改正は改

正として当然行われるべきだと。これは先ほど言いましたように、宗教法人法を改正せいでいるこ

とで、今日の宗教法人法の改正へのいわば原型的

なものが昭和三十三年に言われているんですね。それを三十七年間もほつておいた。これは私は世間一般、日本国民全般の責任もあると思うんです。でありますから、私は、昭和三十三年の古め

りますが、この混沌とした世の中の世相を見ます

とそろばかりも言えない。だから法律の手段とし

ては国民の基本的人権にも関係をする問題でもございますので、法と証拠に基づいて厳正かつ慎重に判断されるべきものだと思つております。

○鎌田要人君 破防法の関係について法務大臣が

非常に慎重な御姿勢であることは、それはそれと

だけ早く結論が得られるように努めてまいりたい

と思つております。

○鎌田要人君 破防法の関係について法務大臣が

非常に慎重な御姿勢であることは、それはそれと

様な雰囲気の中で行われております。

審議の冒頭から特定宗教団体の攻撃、ねらい撃ちをするような質問が続いております。審議スケ

ジュールについても、二十二日の委員会の趣旨説明を委員長の職権で強行いたしました。我々は、これにつきましては不信任案を出しまして抗議いたわけでございます。また、昨日も委員長の職権で委員会を散会せずに休憩とし、与党は参考人問題の採決を強行する構えを見せたのであります。

このような与党的数を頼んでの強権的な国会運営に対し、昨日も強く抗議し、今ここで改めて強く抗議するものであります。

改正案の中身につきまして幾つか質問をさせていただきます。

昨日も、我が会派の魚住議員からも改正点の中の一つでございます提出義務につきまして質問がございましたけれども、時間の都合で途中で終わっておりますので、残りの部分を少しきさせていただきたいというふうに思うわけでございます。きのうも質問があつたわけでござりますけれども、担当の方の答弁が非常に中途半端な答弁内容でございましたので改めてさせていただきます。

要するに、現行法で宗教法人に対する備えつけ

義務を課している書類、これを所轄庁に提出させ

る義務、これが今回改正点の一つになつておるわ

けでござりますけれども、現行法では提出義務を定めなかつた理由があると私は思うわけでござい

ます。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

あえて信仰の自由、信教の自由を守るというこの

観点から所轄庁に提出義務を課さなかつたと、こ

のよう理解しておるわけでござりますけれども、現行法で提出義務を定めなかつたのはなぜか、このことについて大臣にお聞きしたい、この

ように思います。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めいないのに今回なぜ定めるのかという御質問でございますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございませんけれども、それを所轄庁に対し提出義務はないというのは御指摘のとおりでございま

す。

これは、立法当時、昭和二十六年の時点の状況でございませんけれども、この時点におきましては、規則の変更でございますとか合併、任意解散の認証、それから一定の登記事項の届け出等、こ

ういったものが現行法で規定として設けられておるわけでござりますけれども、そういった規定にてございまして認証後の宗教法人の実態把握についても、規則の変更でございますとか合併、任意解散の認証、それから一定の登記事項の届け出等、こ

ういったものが現行法で規定として設けられておるわけでござりますけれども、そういった規定にてございまして認証後の宗教法人の実態把握についても、規則の変更でございますとか合併、任意解散の認証、それから一定の登記事項の届け出等、こ

ういったものが現行法で規定として設けられておるわけでござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。そして、二十六年當時の時

点におきましては、こういった今定められておりましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するというこ

とではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わ

ると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思う

わけでござります。大事なことは専門家に答えさ

せる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。そこで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

れる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。

今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このこ

とについて、大臣、お答え願いたい。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思うわけでございまして、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

のですが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するにつきましては私なりの勉強はさせていただい

ておりますけれども、文部大臣の仕事というのにはそればかりではございません。例えば、私は、就

任以来、もう北海道だけでも三回行つておりますし、全国各地かなりいろんなところを飛んで歩い

ております。いじめの問題もありますし、教育改革の問題等もございますので、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議の認証後、宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござりますけれども、そういう規定にてございまして認証後の宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござりますけれども、そういう規定にてございまして認証後の宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するということではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

れる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。

今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このこ

とについて、大臣、お答え願いたい。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思うわけでございまして、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

のですが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するにつきましては私なりの勉強はさせていただい

ておりますけれども、文部大臣の仕事というのにはそればかりではございません。例えば、私は、就

任以来、もう北海道だけでも三回行つておりますし、全国各地かなりいろんなところを飛んで歩い

ております。いじめの問題もありますし、教育改革の問題等もございますので、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議の認証後、宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するということではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

れる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。

今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このこ

とについて、大臣、お答え願いたい。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思うわけでございまして、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

のですが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するにつきましては私なりの勉強はさせていただい

ておりますけれども、文部大臣の仕事というのにはそればかりではございません。例えば、私は、就

任以来、もう北海道だけでも三回行つておりますし、全国各地かなりいろんなところを飛んで歩い

ております。いじめの問題もありますし、教育改革の問題等もございますので、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議の認証後、宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するということではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

れる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。

今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このこ

とについて、大臣、お答え願いたい。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思うわけでございまして、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

のですが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するにつきましては私なりの勉強はさせていただい

ておりますけれども、文部大臣の仕事というのにはそればかりではございません。例えば、私は、就

任以来、もう北海道だけでも三回行つておりますし、全国各地かなりいろんなところを飛んで歩い

ております。いじめの問題もありますし、教育改革の問題等もございますので、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議の認証後、宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するということではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

れる、そういうのいや困るわけでございまして、

私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思うわけでござります。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めないのに今回なぜ定めるのかという御質問でござりますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるということはあるわけで

ございます。

今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このこ

とについて、大臣、お答え願いたい。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思うわけでございまして、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

のですが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するにつきましては私なりの勉強はさせていただい

ておりますけれども、文部大臣の仕事というのにはそればかりではございません。例えば、私は、就

任以来、もう北海道だけでも三回行つておりますし、全国各地かなりいろんなところを飛んで歩い

ております。いじめの問題もありますし、教育改革の問題等もございますので、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議の認証後、宗教法人の実態把握についても、細部にわたり、あらゆる角度でござります。

そこで、二十一年當時の時点におきましては、こういった今定められておりましてはこの時点においてはこれで足りる実態の把握ができる程度であります。

したがいまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するということではもちろんないわけでござります。

うふうに考えまして提出を義務づけていないもの

ござります。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からで

すから、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議

からスタートいたしまして、今回の法改正の論議

のやりとりはもう繰り返し行なわれてきているわけ

です。

それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざま

な答弁にも出ておることでござりますけれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散令の請求等、七十九、八十、八十二条と法は規定してございま

すけれども、その実態の把握が全くできないとい

うのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかつたし、いわばそれぞれの地域で御活動いただくというのがほとんどでありますから、そういう意味では当初はそれでよかつたかもしれません

が、今日のように、これだけ世の中が変わると専門家に答えさせると、こういうふうにおつ

しゃるわけですよ。法改正案の最高責任者とし

て、専門家になんといふのはおかしいと私は思うわけでござります。大事なことは専門家に答えさせ

このように昭和四十一年に文部省が既に都道府県からの質問に対して回答をしているわけでございます。

それに基づいて、その宗教法人の了解を得て報告を徴収したり、また質問をしたり、現地に行つて確認したり、そういうことを通して今まで文部省はやつておられるわけでございまして、認証をして以後何も実態把握も掌握もすべて全然やつてこなかつたということではないわけです、現行法でも。この点についてはどうですか。昭和四十一年に既にもう文部省は回答されておるわけですよ。大臣、答えてください。

○政府委員(小野元之君) 昭和四十一年の時点での御指摘ございましたように、これは秋田県の総務部に対してもお答えしたものでございますけれども、所轄庁として規則の適正な運用について指導監督の責任があるということで、宗教法人の御理解が得られれば、同意を得た上でいろいろお聞きをする、あるいは資料をいただくということはもちろんできるわけでございます。ただ、これは同意が得られればという前提は、もし同意が得られないければ、所轄庁としては知りたいと思つても、それは資料を得ることができないわけでございます。

現行法で、先ほども御答弁申し上げましたように、規則の変更をいたしますときでございますとか、それから一定の登記事項の届け出があるとき、こういった場合、非常に限られておりますけれども、認証後若干の情報が得られる機会はあるわけでございます。

○山下栄一君 だから、この認証事務、宗教法人として認証した後、現行法でも実態把握のすべもあつたし、既にそのような通達ももうやつているわけございまして、そんなもの全然掌握できていない、すべもないということはないわけで、その辺の大臣の認識を変えないかぬわけですよ。今もうできているわけやから。大臣、宗教年鑑は存じですか、宗教年鑑といふ本は。どうですか。

○国務大臣(島村宣伸君) 承知いたしております。

○山下栄一君 これはどこが発行し、どこがそういう調査をし、本になつておるわけですか。大臣、どうですか。

○政府委員(小野元之君) 宗教年鑑につきましては、午前中の御質疑もございましたけれども、私どもの方で宗教法人にお願いをいたしまして一定の事項について御回答いただきて、それを書類としてまとめてオープンにしておるものでございまます。

○山下栄一君 文化庁の担当から、そういう各宗教団体の信者数とか教会数とか教師数とか、そういうことを具体的に問い合わせをやつているわけでしょう。実態把握の努力をやついているわけですね。だから、現行法も実態把握のすべがあるわけですよ。全くできないことはないわけですよ。それをしっかりと確認せなだめですよ。大臣、それは。その次です。提出させてそれをどうするのか。全国十八万、今回文部省所管はふえると思うんですけれども、各宗教法人から備えつけの書類を、収支計算書、財産目録等を提出させてそれをどうするのかということです。何のために提出させるのか。どうですか。

○国務大臣(島村宣伸君) 文部省であれ地方自治体であれ、所轄庁という立場に立てば、一たび認証を与えれば法人格を与えたという責任があるわけですね。したがって、ある程度の実態把握は必要だと、こういうことでございます。

○山下栄一君 今さつき言いました。ある程度の実態把握はもう既にやつているわけですよ、さまざまな形で。宗教年鑑をつくるための実態把握もやつているし、そして任意の報告徴収もできますけれども、質問通告も何もなさらずにいきなり細かい点をいろいろつかれても、こちらも責任ある答弁できません。通常の方々は皆さんそういうことをあらかじめ、責任ある答弁を求めるために質問通告をなさるわけでございまして、この点だけは御理解をいただきたい。

○理事(松浦功君) 小野文化庁次長。これを提出させて、文部省の文化庁の役所に積んでおくわけはないと思うんですよ。そうでしたら、言ふ多し私は答弁求めてませんから、大臣、うそを、いろいろと問題点が見つかつたと、うございましたから結構です。

指導したくなるわけですよ。だから、具体的にそれを集めて、たくさん書類をどうされようとするわけですか。大臣。

○山下栄一君 結構です、いいです。

○政府委員(小野元之君) 財務関係書類等について提出を義務づけるということをお願いしている人がその目的に沿つて活動しておられるということを所轄庁として継続的に把握をする、そして宗教法人法を適正に運営することができるようになります。これにようという趣旨があるわけでございます。これによりまして、所轄庁いたしましては、先ほど申し上げましたように、任意でお答えいただける場合はもちろんできるわけでございますけれども、拒否なればそれは全くできないわけでございます。

そういうことでござりますので、宗教法人が認証後、毎年度その目的に沿つて活動しておられるということを継続的に把握できるということで、所轄庁が責任を果たしていく上で最小限度必要な改正であるというふうに考えているところでございます。

○山下栄一君 様式についてもどういう形で報告させるのか。統一的なものでやるのか、それとも各宗教法人の報告のそれぞのやり方で報告させるのか、その報告の様式ですね。大臣、お答えください。——大臣、ダメですよ。何遍も繰り返し質問している内容なんだから、逃げたらダメですよ。大臣、答えてくださいよ。

○国務大臣(島村宣伸君) せつかくの御要望ですけれども、質問通告も何もなさらずにいきなり細かい点をいろいろつかれても、こちらも責任ある答弁できません。通常の方々は皆さんそういうことをあらかじめ、責任ある答弁を求めるために質問通告をなさるわけでございまして、この点だけは御理解をいただきたい。

○理事(松浦功君) 小野文化庁次長。

○山下栄一君 いいですよ、もういいですよ。(発言する者多し) 私は答弁求めてませんから、大臣、うございましたから結構です。

○理事(松浦功君) いいんですか。

○山下栄一君 結構です、いいです。

こういう質問は初めてと違いますねん。もう今まで何回もされているんですよ。だから答えるだめですよ。

○山下栄一君 提出させてどうするのかということで、国政調査権と役所の守秘義務との問題があるわけでござります。これについても既に衆議院等でも質問がなされました。これがなぜか。この基準がはつきりしてないわけです。議会の国政調査権とそして役所の守秘義務とどちらが優先するのかといつてもいいと思いますけれども、その趣旨は、宗教法と所轄庁として継続的に把握をする、そして宗教法人法を適正に運営することができるようになります。これを例えれば各党の都合で、多数を頼んでと言つてもいいと思いますけれども、党利党略で、国会の方で国政調査権を差動して各宗教法人の実態を質問したときに、これを文部省の方でどういう基準で答えさせるのかと、このように思います。

○政府委員(小野元之君) 提出いただいた書類のそれにつきまして、もちろん所轄庁いたしましたのは公務員でござりますから守秘義務があるわけですが、これに対して、国政調査権でそれを提出せよということがあつた場合どうなるのかと、いう御質問でござりますけれども、今回の宗教法によりまして、所轄庁に提出される法の改正によりまして、公務員の守秘義務についてお答え願いたいと、このように思っています。

○山下栄一君 提出いただいた書類のそれにつきまして、もちろん所轄庁いたしましたのは公務員でござりますから守秘義務があるわけですが、これに対して、公務員の守秘義務についてお答え願いたいと、このように思っています。これに対しても、公務員の守秘義務によつて保護されるべき秘密に属する場合があると、いうふうに考えております。

一方で国政調査権に基づく要請があるわけでござりますけれども、これにこたえて職務上の秘密を開披するかどうかということにつきましては、守秘義務によつて守られる公益、それと国政調査権によつて得られるべき公益、この二つの公益があるわけでござりますけれども、これを個々の事業ごとに比較考慮することによって決定すべきものというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、今回の法改正によりまして、提出を求める書類の中身について、国政調査権に

基づいてこれを出せという御要請があつた場合の取り扱いでございますけれども、これは個々の事案ごとに判断すべきものだというふうに考えております。概に言えないわけでございます。

ただ、一般論として申し上げれば、これらの書類の内容が秘密に属するというふうに認められる場合には、これを開披するということは控えざるを得ない場合があるというふうに考えておるところでございます。

○山下栄一君 だから、個々の状況によって国会の場に明らかにする場合としない場合がある、それは文部省で決めるんだと、こういうことでござりますから、極めて基準が明確でない、大きな問題である、このように思うわけでございます。多數を占める与党の都合でどうにでもなる、こういふような実態が明らかになつたと、このように思つてございます。

次に、文部省の場合は、今回の法改正に備えて、提出させるその書類に対応するために担当職員の方の増員を既に予算で要求されており、五人ふやさんだというふうな備えをされておるわけでございますけれども、都道府県の場合は、これは同じように戸籍量が膨大にふえてくる、こういふふうに思つてございます。こういうことは当然きちんと役所間の連絡体制で備えがされておるのでないかと、こういうふうに思つてございますが、自治大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(深谷隆司君) 今回の宗教法人法の改

正によりまして、例えば地方自治体から文部省に所轄が移るところもあります。そこは逆に事務量が減るわけあります。あるいは宗教法人が提出する財務関係の書類等々が今度は出てまいりますから、そういう新たに生じる事務量増というものは予定しなければなりません。したがつて、今回の法改正の結果、それぞれの地方公共団体で具体的にどのように事務量がふえていくのか、これを今後の状況をきつと見守つて判断をしていく必要がござります。

いずれにしても、それぞれの地域によつて事情

が違うわけでありますから、各地方公共団体におきまして必要な事務量を勘案の上、適正な職員配置を行うようにすべきだと、こう思つています。

○山下栄一君 自治大臣、例えば文部省の場合は、既に現在四百弱の包括法人ですけれども文部省の所轄の宗教法人数がふえるわけですね、約千ぐらいと言つておりますけれども、ところ

が、都道府県によりますと、現在もう既にその県に宗教法人が非常に膨大にある、そういう県もあるわけです。

余り細かいことでございますので申しますけれども、愛知とか新潟とか兵庫とかが多いわけでござります。例えば新潟県であるならば八千を越えますけれども、宗教法人がある。それを専任一人でやつて、こういう実情があるわけです。見たらもう明らかに、これはこういう備えつけ義務だけを提出させるわけですから、そんなたくさん

ますけれども、宗教法人がある。それを専任一人でやつて、こういう実情があるわけです。見たらもう明らかに、これはこういう備えつけ義務だけを提出させるわけですから、それだけでも大きな倉庫をつくらないかぬという。どう整理するかということがあるわけです、一人の専任でやつているわけですから。だからそれは全然実態に合わないことをやつしているわけ

です。どうでしようか。

○國務大臣(深谷隆司君) 私が今申し上げたよう

に、この宗教法人法の改正がなくとも、いろんな国民の要望が多いのですから一般的に事務量がふえていく、しかしそのたびに定員をふやしたのでは大変だぞというふうにスクラップ・アンド・ビルトの原則で定数をふやさないようにしておこうと、そういうのじゃ対応できぬわけです。中央はきちっともう対応しているわけでございますし、五人増員している。もう既に予算措置もせないかんですよ。

そのように各都道府県の実態をこれから考えて

と、そういうのじゃ対応できぬわけです。中央は五人増員している。もう既に予算措置もせないかんですよ。

○國務大臣(深谷隆司君) 委員の御質問の趣旨は、定員管理をきちんとやれよ、それで賄えるのかという話ではないかといふふうに私の方で受けとめます。

申し上げるまでもないことになりますけれども、ほつておいても黙つていても事務量といふのは複雑多岐な社会情勢から考えますとふえてまいります。そういう中で、定員をふやしてはならない

いというのが今日の原則でございまして、我々といたしましてはどうやつて定員をふやさないで対応するかということに全力を挙げています。

そういう意味では、スクラップ・アンド・ビルトという原則を守つていく、つまり配置転換等々を行うことによって定員管理をきちんとしながら対応していく、そういう姿でなければならぬと思つております。

○山下栄一君 だから、今回の改正は行政改革の流れに逆行する改正なんですよ。

それで、大臣、財産目録とか収支計算書を出させるわけですよ、提出義務があるわけですから。

新潟県の場合も出させる。それも膨大な数の、何千という書類が出てくるわけです。それをそのままぼつておくわけにいかぬわけでしょう、毎年提出させるわけですから。それだけでも大きな倉庫をつくらないかぬという。どう整理するかということがあるわけです、一人の専任でやつているわけですから。だからそれは全然実態に合わないことをやつしているわけ

です。どうでしようか。

○國務大臣(深谷隆司君) 私が今申し上げたよう

に、この宗教法人法の改正がなくとも、いろんな国民の要望が多いのですから一般的に事務量がふえていく、しかしそのたびに定員をふやしたのでは大変だぞというふうにスクラップ・アンド・ビルトの原則で定数をふやさないようにしておこうと、今私はそう申し上げたので、その私の言葉が行政改革に反するなんという答えが出てくるはずがないので、どうぞ素直に人の話を聞いていただきたい。

地域によつてさまざまな事務量の違いが生じます、例えば文部省に所管が移つたところは減るわけですか。だから、地域の実情に応じてさまざまに変わつてきます。具体的に出でてきた事務量に応じてそれぞれの地域でそれらを勘案して、いわゆる定員の配置がええるとかそういう形で補つていくようにしていただきたいとこう申し上げているわけで、この分を数をふやせと言つてい

ることは全くないわけで、できなくはありません、可能です。

○山下栄一君 要するに、全国で何百という宗教法人の移管が、文部省に移るわけです。何百の単位ですと。新潟県の例で言いますと八千を超えるものが既にある。文部省に移管する宗教法人が全部新潟県としましても、七千を超えるものが残るわけです。七千を超える宗教法人から提出書類を出させるわけですよ、毎年。だから全然仕事の量からいって無謀な実態なんです。具体的にそんなものをイメージして考えてください。どうするん

です、こんな膨大な書類を。一人の職員しかないと、この実態に合わないことをやつしているわけだ。だから、私が言いたいのは、これは全部毎年実態把握すると言つているけれども、そんな気はさらさらない、初めからねらい撃ちをして特定の宗教団体だけを見るんだ。こういう発想としか考えられないわけですよ。大変大きな問題である。私はこのよう思つております。

○國務大臣(深谷隆司君) 宗教法人法の改正の目的は別にあると、答弁した私に言われても、それは所管が文部大臣でありますから筋が違います。それからもう一つ大事なことは、国としてやらなければならないことというの、数が足りないのではないかという前提でやめればいいという筋合のものではないのです。必要なことはやらなければならない。しかし定員管理はきちんとしなければならないことというの、数が足りないのではないかという前提でやめればいいという筋合のものではないのです。

そういう方法で全国の皆様、地方自治体の協力を得て配置転換等で賄つていかざるを得ない、そのように指導していくことを考えて申します。だけれども、今申し上げた都道府県の事務量の増大にかかることだから定員の問題も出でてくるわけです。そういう協議もされていると思つてますから。これからそんな

ものやると言うたがて、もうすぐ始まるわけですから、だからそういう極めていいかげんな準備しかできていない、このように私は思うわけでございます。

じゃ、きちっと文部省から、自治省と地方交付税の予算措置も含めましてそういう協議をされたんですか、どうですか。

○政府委員(遠藤安彦君) 交付税のお話が出ましたので私から御答弁をさせていただきたいと思いますが、こういう法律が通りますれば、やはり事務量の増減という問題がありますので、今御審議中でありますので確定的な議論はいたしておりませんけれども、文部省の要望その他については聞いておるところであります。法律その他の動向がはつきりしました段階で、先ほど自治大臣が御答弁したような線に沿つてきちっと交付税措置をしてまいりたい、かのように思つております。

○山下栄一君 法案の動向を考えて準備すると。だけれども文部省は既に予算もされているわけですから、この辺の協議はしつかりやってなきゃおかしいわけですよ。基本的に非常に拙速なそういう準備しかされていない、こうとしか言いようがありません。

附則二十三項につきまして御質問いたします。この提出義務につきまして、小規模法人については提出の免除がある。ただし、たとえちっちゃい規模でも収益事業をやつている場合は、これは収支計算書の提出義務がある、こういうことになつてゐるわけです。附則二十三項というのはこう書いてある。公益事業以外の事業を行わない場合は、一会计年度の収入の額が少ない類として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、収支計算書の作成を免除すると、こう書いてあるわけであります。

この附則二十三項の問題でござりますけれども、小規模法人につきまして負担を軽減させるためにこういう免除を設けています。小規模法人は出さなくてよろしいと、小規模法人に配慮したそういう規定になつてゐるわけです。ところが、先

ほど申しましたように収益事業を少しでもやつておればこれは出さなきゃいかぬわけです、たとえ小規模であろうと。

ということは、実態をどれだけ調査されたかわかりませんけれども、規模の大小にかかわらず収益事業を、例えば境内の中に自動販売機を置いてあるとか、それからまた公衆電話を置いてあるとか、そういう小さいお寺もあるわけでござります。そういうところは出さないかぬわけです。そうですね、大臣。

○政府委員(小野元之君) 収益事業を実施なさつておられる場合でございますと、これは税法の関係で經理をきちんとなければいけないことがあつてございます。そういう関係で、仮に規模が小さくいらっしゃつても、そういう収益事業を実施しておられるところであれば、それは既に収支計算書をおつくりになつてゐるはずでござりますから、それは備えつけがなされていると思うわけでございまして、それをお出しのとくとくかしいわけですよ。基本的に非常に拙速なそういう準備しかされていない、こうとしか言いようがありません。

○山下栄一君

だから、先ほども申しましたように、これは宗教法人がたくさんある中で、要するに一定の金額が全然決まつていません。本来こんなものは、法改正を出すわざですから、一番大事

に、これは宗教法人がたくさんある中で、要するに一定の金額が全然決まつていません。本来こんなものは、法改正を出すわざですから、一番大事なところを、どこのどの段階から免除をされるのかということが全然実態がわからぬままに、それは後から決めますというふうな形で法案が出来てきているわけです。これは極めてこの法改正を置いておればこれは提出義務がある。だから、負担を軽減させる配慮をする装いをしながら、だけれども小規模法人の中で、先ほども一つ例を挙げましたけれども、少しでもこういう自動販売機等を置いてあればこれは出さないかぬようになるわ

けです。だから、何かたくさんの宗教法人が免除されるようと思うけれども、これは小規模法人であつたとしても報告義務を課せることになる、このようになつてしまつわけです。これは非常にごまかしの配慮である、このように私は思うわけであります。

○山下栄一君 今回的小規模法人の方々で新たに収支計算書をおつくりにならなければいけないということは事務上の御負担もあるであります。だつて、そこで今まで御意見がございまして、そして今まで全く、例えば神王さんもいらつしやらない、御住職がいらつしやらないお寺であるとか、今までそういうきちんとした処理ができないところにとつても新たに大きな義務を課すというのは問題があるということで、配慮すべきだという御指摘があつたわけでございます。

一方で、この収支計算書の作成というのは、基本的に本則の方では義務づけをしておるわけですが、この事由があるといいますか、ございまして、特段の事由があるといいますか、そういう事務の困難であるところについて附則で例外措置をしているわけでございます。

収益事業を実施していらっしゃるところは、先ほど申し上げましたように、税法の関係で既に区分經理等もなさつておるわけでございまして、収支計算書をおつくりになつておるわけですが、そこから、その写しをお出しのとくとくだけでございまして、そんなに大きな負担をお願いする事にはならないというふうに考えておるところでござります。

○山下栄一君 そんなに大きな負担をかけないとおっしゃいますけれども、いわば我々の法改正に当たつて、宗教法人審議会に御検討願つていろいろ御検討いただいた審議委員の皆さんの中には十一名の宗教法人の代表者がおられる。それも五つの宗教団体の代表者の方がそれぞれ代表として加わつて御審議願つてゐる。宗教の実態はだれよりもよく詳しいはずの方々が長い時間をかけて、わざか三点に絞つて徹底的な御審議を願つたという結果を踏まえておつしやいますから、その点は十分配慮がされていると、こう考えます。

○山下栄一君 大臣の御答弁は常にそこに戻つてくるわけですよ。だけれども、大臣が本当に信頼されている宗教法人審議会の審議の結果はこれだけ問題でけれども、その宗教法人審議会のメンバーが半分もこの報告の内容に疑義があると、こういう抗議をされているわけですよ。都合のいいところおつしやいますけれども、これも大きな問題でありますけれども、その宗教法人審議会のメンバーが半分もこの報告の内容に疑義があると、こういう抗議をされると、これが実態を出されたんですか、どうですか。なぜ負担がそんなに軽くなる、少ないなんて言えるんですか。

○政府委員(小野元之君)

これは国税庁さんのお

調べでございますが、宗教法人のうち収益事業を行つたとしても報告義務を課せることになる、これまで、平成六年度で一万七百七八件というふうになつております。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

○山下栄一君 これは、ある一定の限度以上の収入のあるところだけが税務報告するわけであります。この法律はそんなのじゃないわけです、金額の制限なしに、少しでも収益事業をやつておればね。

○山下栄一君 これは、ある一定の限度以上の収入のあるところだけが税務報告するわけでありますけれども、多くの宗教法人に網をかけるようになりますけれども、これは例外規定である。これは実態を本当にどうだけ掌握したか極めて疑問の法改正内容です。

○山下栄一君

このように私は思うんですけども、大臣、

答えてください。

○國務大臣(島村宣伸君) 再三申し上げてきたことは、いわば我々の法改正に当たつて、宗教法人審議会に御検討願つていろいろ御検討いただいた審議委員の皆さんの中には十一名の宗教法人の代表者がおられる。それも五つの宗教団体の代表者の方がそれぞれ代表として加わつて御審議願つてゐる。宗教の実態はだれよりもよく詳しいはずの方々が長い時間をかけて、わざか三点に絞つて徹底的な御審議を願つたという結果を踏まえておつしやいますから、その点は十分配慮がされていると、こう考えます。

○山下栄一君

大臣の御答弁は常にそこに戻つて

○山下栄一君 今、大臣も答弁を聞いておられたと思ひますけれども、ということは、あのようないふるのオウムの犯罪、それは今回の法改正で文部省の所轄できちっと解散請求ができるような体制になること、こういう御認識でしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 宗教法人法は本来規制とか取り締まりを目的とするものではありません。したがつて、今回の法改正でオウム真理教事件のような事件の再発を防止できるかと言われても、それは困難だと答えざるを得ません。

しかししながら、從前と違うことは、これからは宗教法人の実態というものを持続的にある程度把握できるわけでありますから、その意味ではいわば対応もしやすいわけでありますし、また同時に、法七十九、八十、八十二条に該当する疑いがあるというときには宗教法人審議会にお諮りして、そして質問権を使用したりあるいは報告を求めることができる。こういうふうに変わるのであら、その意味では從前とは大きく違うものになることだけは事実であります。

○山下栄一君 だから、これを改正しても、そういう検査機関みたいな、そんなような犯罪事実といふのは掌握できないわけですよ。ともとこの法律の現行法というのは、そういう八十二条にあるような公共の福祉に対するようなことを起こすような宗教法人について、検査官等の解散請求によつて裁判所がきちっとやるというふうになつてきているわけです。だから、別にあえて所轄庁にそのような権限を与えること、それは刑法に基づいて警察とかまた検査の観点からきちんとそういう掌握を任しているわけでもございまして、所轄庁にしやしやり出て新たな権限を与える、もともとそういうことを求めていないんです。先ほどおつしやつたように、こういう改定したかて犯罪事實を検査できるようなそのような掌握はできないとおつしやつておられるわけですから、要らないわけですね。こういう改定は。

では、八十二条一号、これは現行法における解散請求事例、解散命令請求ができる事例といふのは犯罪事例以外に何か考えられるんでしょうか、それ以外にあるんでしようか。

○政府委員(小野元之君) 八十二条の一項一号をございますが、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたといふことでござりますから、これは恐らくほとんどの場合、犯罪行為といったもの以外には余り事例がないのではないかといふに考えられます。

○山下栄一君 大臣、聞いておられましたか、今一号にもございましたように、犯罪検査機関できつとこれはもうそれを基づいて検察官も請求できるわけですから、任せたらいわけです。残りの二号から四号といふのは休眠法人のことですか、これは先ほど申しましたように現行の現状把握の体制でできるわけです。また、それに基づいて、もうやつていた、休眠法人は先ほど去年も二十八件あつたと言つてましたから、現行法でちゃんとやつておられるわけです。

だから、したがいまして、解散命令請求を出すための報告徴収や質問権といふのは全く要らないという、そういう事実になつてくるわけです。それはお認めになりませんか。

○國務大臣(島村宣伸君) 私とあなたの根本的な考え方のすれば、昭和二十六年当時と現在とは社会が大きく変化しているということや、宗教法人の実態も極端に変わつてきているということの認識の違ひだと思うんです。

私は、昭和二十六年当時ならあるいは今の法律でよかつたのかもしれないし、あるいは戦前暗い過去の反省に立つた面もあつたとは思います。が、少なくも現状の社会の実態やあるいは宗教法人の実態を考えますと、今回お願いしているいわば最小限の法改正はせひとも必要と私は考え、ぜひともこの改正案を成立させていただきたい、こう願つておるところであります。

○山下栄一君 これは昭和二十六年の話じゃなく、この八十二条の解散命令できる体制といふのは今もあるということです。一項一号は犯罪検査機関できちっとこれは解散命令、今回もオウムの事件で実際にやつておられるわけです。現行法で解散命令請求やつておられるわけです。できているわけです。二号から四号といふのは休眠法人の関係ですか、現行の現状把握の体制で今もやつておられるわけです。去年も二十八件あつたわけですから、今年の体制でちゃんとできるようになつておるわけです。新たに報告徴収とか質問権は全く要らない、こういうふうに大臣、認識を変えなきゃダメですよ。だから、これはもう要らない、そういうふうに私は確信するわけでござります。今の答弁の内容で明らかになつた、私はこのように思うわけでござります。

きのうも議論ございましたけれども、この報告徴収とかそれから質問をするときは宗教審議会の意見を聞いて、こういうふうになつておるわけがございますけれども、これは単なる手続を踏めばよい、宗教審議会の意見を聞くだけだと、これは宗教審議会できちっと検討されて、全員一致でござりますけれども、そういうことを宗教審議会でやつてよろしい、こういうことがあればできる、こういうことでしようか。意見を聞くことができる、こういうことの意味です。

○政府委員(小野元之君) 七十八条の二の規定によります報告、質問でござりますけれども、昨日も御質問ございましたけれども、宗教法人審議会の意見を聞いて行うわけでござります。昨日も御論議ございましたけれども、私どもいたしましては、仮に宗教法人審議会がそういった報告徴収や質問をすることは必要がないという御判断があれば、その判断は尊重しなければいけないというふうに考えておるわけでござります。

○山下栄一君 ということは、文部省が質問したいときに質問する、質問できるときは文部省の裁量でどうにでもなると、そういう恣意的な判断ができるものだと考えております。

○政府委員(小野元之君) これは所轄庁が判断するものだと考えております。

○山下栄一君 ということは、文部省が質問したいときに質問する、質問できるときは文部省の裁量でどうにでもなると、そういう恣意的な判断が働くということですか。

○政府委員(小野元之君) この七十九条、八十二条、八十三条、これら的事態といふのは、通常の宗教法人がきちんと運営なさつておる場合であれば七十九条、八十条、八十二条には該当されないというものが通常でございます。したがいまして、益事業の扱いがおかしいとかあるいは解散命令請求の規定の改正をお願いしているわけでござります。

して、ぜひとも御理解を賜りたいと思うところでございます。

○山下栄一君 じゃ、宗教審議会の意見がだめだということであれば文部省は質問しない、報告徴収もしない、こういうことですか。

○政府委員(小野元之君) 昨日も御論議ございましたけれども、私どもとしては審議会の意見は尊重するというのが建前でござります。

○山下栄一君 尊重するということは、聞く場合もあるし聞かぬ場合もある、こういうことですか。大臣答えてください。大臣にお願いします。

○政府委員(小野元之君) 宗教審議会の意見を聞くということは、聞く場合です。

○山下栄一君 どうぞお聞かせください。

求に該当している疑いがあるという場合でございまますから、かなり問題がある場合というふうに考えざるを得ないと思うわけでございます。

承知のとおり日本国憲法においては、基本的人権として第三章に自由権、平等権、社会権、国民の基本的権利が各種規定されております。この自由権は、て二つの重質の自由権があつて、

○山下栄一君 審議会の意見を聞くということでございまして、しかし所轄庁が恣意的に行うというのでは問題があるという考え方もございましたので、宗教法人審議会の意見を聞くということで、宗教関係者も入っていらっしゃいます審議会が公正な立場で御判断いただくということで、手続的にもそういった所轄庁が暴走することがないように保障しておる規定だというふうに理解をしております。

んだということが一応憲法上言われております。一つは内心の自由の問題であり、一つは人身の自由の問題である。同じ憲法の保障する自由権といふ言葉の中にあるとしても、人身の自由はその侵害が外から見える。何びともそういう事態が起こり得る。これに対し内心の自由は、その自由を持つ人間にとっては非常に個別的な大切な命にもかえがたいものであつたとしても、すべての人を通ずる普遍的な問題じやない。また、内心的自由の侵害は外からの侵害に対して何びとの目にも明らかであるというふうな侵害じやない。

○猪熊重二君 宗教法人法の改正に関して村山総理は、この宗教法人法の改正は信教の自由を尊重しているんだ、またこの改正は宗教法人に対する最小限度の規制であつて憲法上何ら問題になる全地ではないと、このようなお立場でいろいろ御答弁されております。(拍手)

は何ひとにも人身の自由の侵害で訴しかたいたいと思うことがわかる。しかし、内心の自由はまさしくこの当人にとっての自由であって、第三者が侵害する、そのようなものが外から非常に見えにくい。そういう意味において、内心的自由は人身の自由の中に優越する権利であつて、ガラス細工のように非常に弱い、壊れやすい内心の自由を国政の上で最も尊重しなきやならない、大切にしなきやならぬといふ。これが憲法学者のほとんどの人が言つておられることがあります。

私は、この宗教法人法が直ちに憲法に違反するかしないかというふうなことの前に、非常に憲法違反するおそれもあるんじやなかろうかといふような立場から総理にいろいろお伺いしたいと申します。総理は社会党の委員長であられるし、それから恐縮ですが、橋本通産大臣と武村大蔵大臣にもお出ましいただいて、この憲法と宗教法人法の関係についてお伺いしたいと思います。

私が今から申し上げることは、私が申し上げることが正しくてそれ以外の考えが間違いだとか、そんなことで申し上げるつもりはありません。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

い。これが憲法学者のほとんどの人が言つておと
れることなんです。

思想の自由、内心的自由、学問の自由、信教の
自由という、こういう内心的の自由は国政の上にだ
いて最も尊重しなければならない。行政権だけでは
なくすべての国家権力のもとにおいて内心的の自由
は大切にされなければならない。非常に壊れやす
い権利だ、侵害されやすい権利だというふうに言
われておりますが、この件に関しての総理のお考
えはいかがでしょうか。

○國務大臣(村山富市君) 内心の自由というのは
心の中の話です。ですから、基本的人権として、ど
うかが心の中などのような思いをしよう、ど

いう信仰を持とうと、それは個人の基本的権利として保障されなければならない、これは当然の話だと思うんです。これは、客観的に見れば人間にはやつぱり強弱がありますから、したがって、今言われるよう非常にもらいものになる場合もあるし、強いものになる場合もあると私は思います。しかし、それは社会的に制度として、そういう個人の信仰の自由とか、これは内心のものですね、心のものを大切に守つて保障していくということがある意味では社会的な責任であるし、あるいはまた政治の責任ではないかと、私はそういうふうに考えてあります。

○猪熊重二君 それから、この信教の自由を中心とするような基本的人権の問題と政治原理としての民主主義の問題、これについてまたお考えをお伺いしたいと思います。

日本国憲法も他の諸国の憲法と同じように、人権宣言的側面と国家の基本組織法としての側面と両方持つております。この人権宣言的側面において規定されている基本的人権は、人によつて違いますけれども、天賦人権と言われている。天賦人権ということは、天が賦与したもののがその人権なんだ、法によつてつくられたものじゃない。憲法によつて初めて創設された権利ではなくして、憲法前の天賦人権ということが言われている。

これに対して、今の日本国憲法における国家の基本組織に関しては國民主権原理をとつてゐる、民主主義原理をとつてゐる。民主主義というのは、究極においては多数決原理に帰着する。なぜ民主主義が多数決に帰着するか、民主主義は相対主義だからなんです。民主主義は相対主義であつて、Aの意見も正しいかもしれない、Bも正しいかもしれない、しかしどれが正しいという絶対的基準がないから、やむを得ぬ選択肢として多数決原理を持つてくる。

ですから、基本的人権の問題と政治原理としての民主主義原理、多数決原理とは直接的には相反するんです。もし、多数決原理によつて基本的人権を制限し、否定することができるとすれば、こ

これは天賦の人権ぢやない。要するに、人権の問題は民主主義原理である多数決原理によつて決定することとはできないはずなんです。もし、多数決原理で、ある基本的権利を、少数者の権利を否定することができるとするならば、少数者は常に少數であるがゆえに多數に負けるんです。やらないうちからわかつているんです。

このような意味において、基本的人権は多數決原理とは別個な原理によつて保障され、そして運用され、国家の施策の上においても単に多數決だからといふわけにはいかないといふこと、この辺のことについて、何という論理だというお考えであるか、總理のお考えをお伺いしたい。

○國務大臣(村山富市君) 質問の趣旨がわかり得ない点が若干私もあるので、質問に対して適正に答弁ができるかどうかというのはわかりませんけれども、我が国の憲法というのをおっしゃるようになります。その主権在民の権利を支えていく土台として、制度として民主主義制度を採用しておるというのが我が国の憲法の基本ではないかと思うんです。その主権在民の権利をどう内容的に位置づけていくかという意味で基本的人権が、思想・信条の自由とかあるいは信教の自由とか、言論・結社の自由とか、そういう基本的な権利に基づくものとして、國民主権を裏づける内容としてそういうものが保障されてきておると、私はそう思つうんです。

そこで、個人の思想・信条の自由という基本的権利と民主主義との関係ですね、これはある意味では、冒頭にも申し上げましたように、その基本的権利をどう制度的に保障していくかという意味で民主主義制度が採用されておる、こう私は思つうんです。しかし、今おっしゃるように、これは絶対といふのはあり得ないわけですから、したがつて公でもつて物事を決めようとする場合に、民主的なルールに従つて多數決で決めるという場合もありましようし、多數決で決めることが個人の人権を著しく侵害していくという場合には、これは多數決で決めるものではないと。

例えば、国会で今、議員立法で臓器移植法案が提出されておって審議されておると聞いておりますけれども、こういう臓器移植のような法案を扱う場合に、党議で決めて、それでやつていいのかどうかというような議論があるよう聞いておりま

私はそういう意味でケース・バイ・ケースで、多數決で決め得るものと、決めた方が妥当であると思うものと、そうではなくて、個人の自由とうものを尊重してその採用はすべきではないといふ場合があると思いますから一概には言えないのではないかというふうに思いますけれども、基本的な考え方としては、基本的人権を保障する制度として民主主義制度が私どもは今考えられる範囲では最良の方法ではないか、民主主義も尊重すべきである、こう答えておきます。

例えば、宗教法人法の第一条第二項、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかななる規定も、個人、団体又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行ひ、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」とござります。そして、私が申し上げるまでもなく、この宗教法人法において法人格を与えるために必要な要件としては、それぞれの宗教法人が独自の教義を持たれてゐること、その独自の教義に基づいた信者の教化育成をしておられること、そしてその教義に基づいた儀式行事が行われてること、これが要件として定められているように思います。

率直に言つて、これだけ長い月日が流れ、午前中の久世委員さんの質問も聞いておりました
が、世の中も変わりましたし、宗教法人そのもの
も大きく変わりました、数の面でも質の面でも。
そんな中にはさまざまな宗教法人も出てきて、あ
げくの果てには今回のオウム真理教のような余
く目を覆いたくなるような反社会的な犯罪的な犯
動を宗教法人を舞台にして展開をするようなもの
まで生まれてきた。私ども税の立場見ておりま
しても、答弁いたしておりますように、宗教法人
をかたる、営業のために宗教法人を買収したりし
て巧妙に使い分けをして金もうけに走っている例
もございますし、また昨日の靈感商法の例のよう
なああいいう行為も一部ございます。

取引世界における便宜を付与すると同時に、その社会において、ある団体に法人格を付与するか付与しないか、付与しなくても世の中にそう支障はないか、あるいは法人格を付与した方が全般的取引の中において世の中で便利だなという観点、いろんな観點から法人格を付与すると、こういうふうになつてきているわけです。

ですから、宗教団体に法人格を付与して宗教法人とする道を定めたこの宗教法人法は、まず第一義的には、宗教団体の世俗的側面における取引主体としての権利能力付与という意味において宗教法人の便宜ではあるけれども、同時に社会的取引主体として相手方に対しても非常に便利なシステムというか制度というかそういうことになつています。

それで、宗教法人法は、宗教団体に宗教法人格を付与するためにどうすることを予定しているかというと、宗教法人になろうとする団体に規則を作成しなさいと。その規則を認証する仕事を文部省の所掌事務としているんです。ですから、国がこの宗教法人法に関与する唯一の道であり、それ以外に方法はない道が宗教法人の規則の認証なんですね。

文部省の設置法を見ても、宗教法人の規則の認証をすることという職務権限がある。しかし、それ以上で宗教法人を指導しなさいとか指導しないとか

いとか監督しなさいとかといふ条項はないんですね。このところをよくわき覚えるといふか理解しておかないと、宗教法人法の根本が何であるかということについて非常に誤解を生ずるおそれがある。

宗教法人法の主務官庁は文部省である。それは具体的には何があるかといつたら、職務权限とては宗教法人の規則の認証をすることだけなんですね。「解散もあるよ。解散請求もあるよ」と呼ぶ考あり)それは宗教法人の規則を認証し、その団体が法人登記をして法人として成立した、成立した

○国務大臣（橋本龍太郎君）こうした問題について私は必ずしも専門家ではありません。しかし、今、委員が總理を相手に論戰を繰り広げられておりました信教の自由、まさにこれは内心の自由という意味では、思想・信条の自由あるいは良心の自由と同様に、個人として見ればこれは絶対的な重みを持つ基本的な大切な人権の一つであると私は考えます。

そして、その上に立ちまして、今、委員からは憲法と宗教法人法についてのお問い合わせがございました。私は、宗教法人法という法律は、信教の自由、そして政教分離の原則というものを基本にしながら、宗教法人の自由と自主性、同時に責任と公共性、その二つの要請を骨子として全体が組み立てられているものと考えております。

○國務大臣(武村正義君) 信教の自由等をめぐらしてお尋ねをいただきました。いろいろ議論を聞きましたが、ながら感じておりますが、いずれにしましても、これはおっしゃるよう内心の問題が基本であります。信教の自由というのも結局は信教の自由が基本にあると。これは教義を信ずるということであろうかと思ひますし、あるいは神様、仏様も含めて絶対者を信するという気持ちも当然含まれておりますが、そういう信仰の自由の保障が基本でありますし、信仰の自由にかかるさまざまなものでござりますから、これを損ねることはもちろんいけませんし、むしろこういう信教の自由がより生き生きとこの国で実現していくような条件をつくり出していくというのが私たちの責任だと思っております。

そういう観点から見れば、今回の宗教法人法の改正は、率直に言つて必要最小限の妥当な改正だと思います。

ほとんどの宗教法人がまじめに信仰の道で御勤めな勞いだいでいるはずでありますけれども、一部にはそういうものが出てきていて、そのことに政治が目をつむっていていいのか、今回まさしくオウム真理教によつて我々は目を覚まして必要な小限の改正をここでやらせていただきたいというふうに判断をいたしている次第でござります。○猪熊重二君 総理、それから通産大臣、大蔵大臣、御答弁いただいがとうございました。

それでは、文部大臣に宗教法人法の問題についてお伺いします。

宗教法人法は、一口に言えば、宗教団体に法人格を付与することを目的とした法律、こういうことになつております。ただ、この間、どなたか知りませんが、質問だか何だか、やじというのか規則発言であるか知りませんが、そんなにうだうだ言ふんなら宗教法人やめたらいいじゃないか、宗教法人の認証をやめたらいいじゃないかといふような御意見もどこかありました。確かにそれも一つの考え方であります。

しかし、宗教法人法で宗教団体に法人格を付与するということは、その宗教団体にとって世俗的

それで、宗教法人法は、宗教団体に宗教法人格を付与するためにはどうすることを予定しているかというと、宗教法人になろうとする団体に規則を作成しなさいと。その規則を認証する仕事を文部省の所掌事務としているんです。ですから、国がこの宗教法人法に関与する唯一の道であり、それ以外に方法はない道が宗教法人の規則の認証なんです。

文部省の設置法を見ても、宗教法人の規則の認証をすることという職務権限がある。しかし、それが以上に宗教法人を指揮しなさいとか指導しなさいとか監督しなさいとかという条項はないんですね。ここのことのところをよくわきまるといふ理解をしておかないと、宗教法人法の根本が何であるかということについて非常に誤解を生ずるおそれがある。

宗教法人法の主務官庁は文部省である。それは具体的には何があるかといつたら、職務権限としては宗教法人の規則の認証をすることだけなんですね。「解散もあるよ。解散請求もあるよ」と呼ぶ者あり)それは宗教法人の規則を認証し、その団体が法人登記をして法人として成立した、成立した

後それを解散するかせぬかは裁判所の仕事なんであつて、文部省の仕事じゃないんです。余計なことを言われても困る。

私が言いたいことは、文部省の所掌事務として

今のような規則の認証は規定されているけれども、それ以外に文部省にも他の省庁、いかなる国

家事務分掌の省庁においても宗教団体に対する監督、指導あるいは調査、そのような介入を認めて

いる規定はないと思うが、いかがでしようか。

○國務大臣(島村宣伸君) 最後のところが少しく私はわかりにくかったのですが、いわゆる宗教法人法は、なるほど宗教団体の目的達成に資するための宗教団体に法人格を付与することを目的としております。

そして、そのための認証だけであるというお考え方をお示しであります、私は、そのことは少しく違うのではないか、そしてまた、裁判所にいわばその是非の判断云々ということもちよつと見解を異にするところであります。それは、一々これは裁判に訴えてその是非を問うということ自体であるとすれば、私はそうではないのではないか。

言ふなれば、いわば宗教法人の側としても法人格を得るということで社会的にある種の権威あるのは税制上の優遇等々が得られるわけでありますから、当然に宗教法人の公益性に対応した公正な管理運営を確保する責務がある、私はそう思いま

すは、規則を認証することに関連する事項については、文部省の所掌事務の中に入っています。

ただ、私が申し上げたのは、そういう認証に付随する、認証に関連すること、そのことは文部省

の権限だけども、この認証とは全く無関係な権限は規定してないと思いますと、こういう趣旨だつたんです。その辺は、関することとの範囲をどう

くないと考えるかという解釈の問題ではあります。

それからもう一つは、今大臣が税法のことをおつしやられました。私は、税法のことをこの宗教法人法の論議の中に持ち込んでくることは非常に

論議が混亂すると思うんです。

それからもう一つは、今大臣が税法のことをおつしやられました。私は、税法のことをこの宗教法人法の論議の中に持ち込んでくることは非常に

なぜかといえば、この宗教法人にどのような課税上の措置を講ずるかというのには国税、地方税の

税の問題であつて、憲法の優遇の問題はありますけれども、優遇するかせぬか、どの範囲にしよう

かどうしようか、それは税の問題であつて、宗教法人法の本質問題とは無関係だ。それをこんなに

もらつてこんなにもうけているのだから、ああだこうだという議論をされてもちよつと筋が違う。

これは余計なことなんですけれども。

それから、ちよつと質問が、いろいろ時間的な

問題もあつて通告も不十分で、あるいは答えにくかつたらどうおつしやつていただいて結構なんですが、総理あるいは各大臣の御答弁が、この宗教

法人法は何も憲法上問題ないと、こうおつしやられますけれども、信者の問題について私は非常に憲法上疑義があると思うんです。これはどういうことかといふと、宗教団体においてどのようなものかとし、信者をどのように教化育成し、どのように処遇するかというのには教義的側面において全くその宗教団体の自由です。

例えば、ある宗教団体における教祖なり指導者なり長老とかいろいろありますけれども、その聖職者と信者との関係において、お前を信者にしてやるとか、私の弟子にしてやるとか、このくらいいろんな教義がわかつたら弟子にしてやるとか、

もうお前は自分以上に力がついたからあつちへ行

けとか、あるいはお前はだめだから破門するとか、要するにその宗教団体において聖職者と信者が、いうものの関係は、極端に言えばその教義に基づく、その教義いかんによつてはその聖職者の自由なんです。これが先ほど申し上げた民主主義の

ような原理と違うところなんです。

ですから、その宗教団体において信者をどのよう

に処遇するかというのはその宗教団体の自由の根幹であるにもかかわらず、今回の改正法においては、信者に対していろんな帳簿なり書類の閲覧権を認めている。私は、宗教団体が信者に帳簿の閲覧権あるいはいろいろな書類の閲覧権を認めることがいいとか悪いとか申し上げているんじやありません。信者にどれだけのことをするかせぬか

といふことを決めるのは、まさにその宗教団体の自治の根幹じゃないかということを申し上げたい

んです。法律が介入することじゃないと私は思うんです。この辺をどのように考えるか。国が、信者にはこれだけの権利を付与せよとか、あるいは信者をこう取り扱わなきゃならぬとかといふふうなことは、介入することはできない。

現在の宗教法人法のもとににおいて信者という規定が、先ほどどなたかもおつしやいましたけれども、ずっといろいろな条項があります。しかし、今までの信者の条項は、信者に宗教団体の行う公告を受けるというような受け身だけの、特別にその信者に具体的、個別の権利を与えるような意味に

おける信者じやないんです、今までの現行法の信者は、今回のこの条項で言う信者には個別的、具体的な権利を与えているんです。よろしいでしょ

うか。今までには単に信者、利害関係人に公告しろ、ああそりかい、見ましょ、見ましよとか、見ましよとか、それだけのことなんです、今まで

の現行法の信者の概念は。

○猪熊重二君 それは私と同じじや法案出せない

ところが、今回は個別的に、具体的に帳簿閲覧請求権という権利を認めていた。このような権利を法によって信者に付与するということは、宗教

団体にそのような義務を課すということ、このことは信教の自由から考えて非常に憲法に

違反する疑いが大きい、私はそう思いますが、総理、文部大臣の所見を伺いたい。

○國務大臣(村山富市君) 私は、今の宗教法人法が今度仮に改正された場合、信者の扱い方が違うのかと、基本的に違わないと思います。

ただ、少しあなたと違うのは、宗教団体の性格によってまたこれはいろいろ違いますから一概に

どうぞ見てくださいといふことはある意味では当然のことではないか。これは、団体自体の民主的な運営とそれから透明度を高めて社会的な信頼を高めていくという意味でも妥当なことではない

か。私はある意味では当然のことだというふうに理解いたしております。

○國務大臣(島村宣伸君) 前段、総理が申されたことは私もほぼ同じ考えであります。

問題は、信者に個別的具体的権利を与えると、

こうおつしやいますけれども、これ自身、宗教法人のいわば特殊なそれその性格に応じて宗教法人がその信者を決める、こういうことになつてお

るわけありますから、例えば、何かこうである

ということをこちらが勝手に規定する、こういう

ものとは違いますので、私はあなたの御指摘と少しく考え方違います。

○猪熊重二君 それは私と同じじや法案出せない

ところが、私は同じじや困る。ただ、この問題は考

えておいてください、将来、裁判所においてこの法律の憲法的違法性が争われるときが必ず来る

べきであります。

利害関係人に対して書類や帳簿の閲覧権を認めている。いろいろ限定はありますよ、限定はあるけれども認めていた。

それで、法務大臣、ずっとお座りでお氣の毒でございましてけれども、私が法務大臣にお伺いしたいのは、この法律で言っているような、利害関

係人程度と言ふとおかしいですけれども、利害関係人のような法的立場にある人間に對して、一般商事会社においてこののような利害関係人に書類や帳簿の閲覧権を認めているか認めていないか、これが一つ。

もう一つは、いわゆる一般の公益法人においてこの程度というかこのレベルというか、この改正法が考へてあるような意味での利害関係人に、今申し上げた書類の閲覧だとか帳簿の閲覧だとか、こんなことを法規上認めているのかいないのか、お答えいただきたい。

○國務大臣(宮澤弘君) 一般的商事会社につきましては、株式会社なり有限会社なりによつてそれぞれ帳簿閲覧についての条件なりなんなり違うと思つております。それらと、それから民法法人のことと含めまして政府委員から答弁をさせたいと思います。

○政府委員(濱崎恭生君) 現行法の内容の問題でござりますので私の方からお答えさせていただきますが、株式会社につきましては、これは、会社が毎決算期に作成いたします貸借対照表、損益計算書等の基本的な計算書類や株主総会議事録につきましては、五年間本店に備え置いて、株主、これは会社の所有者でございますが、そのほか会社の債権者はいつでもこれを閲覧できるという制度がございます。

なお、民法の規定する公益法人については、御指摘のような書類の閲覧請求権という規定は設けられてございません。

○猪熊重二君 文部大臣、要するに世の中に存在する一般の公益法人すべてですよ、財団法人、社団法人、私は不勉強で何万あるか何十万あるか知りませんが、このような一般公益法人には、この宗教法人法が規定しているような利害関係人の書類、帳簿閲覧請求権を認めていないんです。それから私立学校法にしるあるいは労働組合法にしろ、一口に言えどよそ様のそんな利害関係人なんという方々にこのような権利を認めていない。宗教法人にだけなぜこのような利害関係人に対し書

類や帳簿の閲覧権を認めるのか。

しかも、書類、帳簿といった場合に、事業の経過を記載した報告とか、あるいは財務関係的に言えば損益計算書などがある場合は帳簿まで見せることはあるんです。帳簿までといつたら、要するに日々のあらゆる金銭の動きまでが出てくる。出でくるのがいい悪いじゃないですよ。なぜそれを利害関係人なんという、一般債権者だとかあるいはその宗教法人に損害賠償請求しようという債権者だと、こんな人に見せなならぬ。

いや、すべての法人にそういうのを見せてもらえば、私ごとを言つて失礼だけれども、私は弁護士だから非常に便利だわい。みんな、すべての法人について、おい見せる見せろとか言つてきて、だれでもとつとつと。一口に言えど、家庭で言えば台所の中のものまで全部見せることと同じになる、結果的に。なぜ宗教法人にだけこういうふうな利害関係人の書類、帳簿閲覧請求権を認めめたのか。これが一点。

そして、もしこのようない取り扱いを宗教法人にだけすることは、団体処遇上の憲法の法のもとの平等原則にも反する可能性がある。この二点目。

これについて文部大臣の御意見を。

○政府委員(小野元之君) 民法法人や学校法人について閲覧請求権がないのになぜ宗教法人に認められるのかといふ第一点の問題でございますが、民法法人につきましては、主務官庁に對して広範な監督命令権、検査権が認められているわけですがございません。

なお、民法の規定する公益法人については、御指摘のような書類の閲覧請求権という規定は設けられてございません。

○猪熊重二君 文部大臣、要するに世の中に存在する一般の公益法人すべてですよ、財団法人、社団法人、私は不勉強で何万あるか何十万あるか知りませんが、このようない般公益法人には、この宗教法人法が規定しているような利害関係人の書類、帳簿閲覧請求権を認めていないんです。それから私立学校法にしるあるいは労働組合法にしろ、一口に言えどよそ様のそんな利害関係人なんという方々にこのような権利を認めていない。宗教法人にだけなぜこのような利害関係人に対し書

す。

一方で、宗教法人につきましては、その自由と自主性を尊重して、所轄厅による関与ができるだけ少なくなるべくお話しを記載した報告なども、それだけ出でるところでございますけれども、それだけに、自由と自主性を尊重するというだけに、その運営の民主性、透明性が特に求められておるわけでございます。

そういう趣旨から、今回の法改正は、閲覧について正当な利益のある信者その他の利害関係人について、不当な目的でない場合に閲覧を認めるということでございまして、これは宗教法人の運営の民主性、透明性を高め、その適正な管理運営に資するということを目指しておるものでござります。したがいまして、ほかの法人等についてそのままのものがないことが法のもとの平等に反するということではないというふうに考えております。

○猪熊重二君 あなたの今の答弁は私の質問に対して何も答えていない。私が質問したのは、宗教法人に対する所轄厅の調査だとか、あるいは所轄厅がどれだけその実態を把握するとかせぬとか、そんなことを聞いているんじゃない。

私が聞いているのは、第三者である利害関係人に対して、なぜこのような権利を宗教法人の場合にだけ限つて認めたのかということを聞いているんだ。これを宗教法人にだけやることは、先ほど私が信者の問題で申し上げたけれども、法のものと平等といふのは、何も個人の法のもとの平等でなくして、法人間の取り扱いも平等にせんやならぬ、この平等原則に反する可能性があると申し上げているんです。

なぜ利害関係人にそんな権利を認めるのか、一般公益法人について認めていないのに。今、次長が言つたような一般公益法人に対してもいろいろ監督しています、指導しています、指揮監督があります、報告徴収があります、それでしつかりしているんです。しつかりしているということを告知するかしないか、それをお伺いしたい。

○政府委員(小野元之君) 法第七十八条の二第一項の、「次の各号の一に該当する疑い」の場合のお

かという問題と、この団体の、法人の資産内容を第三者である利害関係人に開示するという、開示じやないわな、これは請求権なんです。請求するべき義務を負担するかせぬかという問題とは全然別の問題だ。これは非常に重要な問題で、またいろいろ検討してください。

私が言いたいのは、こんな法人の平等原則に対するようなことは後々問題になりますよということを指摘しておきたいんです。はつきり申し上げて、衆議院が通つてきて、ここへ来て何を言つておきます。から、私は国民の権利を守るという意味において憲法を守るという意味においていろいろ申し上げているつもりなんです、ばかりになつて。そのところはよく理解してください。

もう時間がありませんから、最後に、七十八条の二による宗教法人に對し報告を求め、または質問をする場合に、質問される相手方である宗教法人に對して所轄厅はどういう理由で調査するのか。もつと換言すれば、法文の文言で言えど、「次

の各号の一に該当する疑い」について告知して質問し調査するのか。こういう「次の各号の一に該當する疑い」の事実について何にも告知することなく質問し調査するのか。これを伺いたい。

なぜかといえば、宗教法人に對して所轄厅が何々について聞きたい、何々について報告求めたか。もつと換言すれば、法文の文言で言えど、「次の各号の一に該當する疑い」について告知して質問し調査するのか。こういう「次の各号の一に該當する疑い」の事実について何にも告知することなく質問し調査するのか。これを伺いたい。

なぜかといえば、宗教法人に對して所轄厅が何々について聞きたい、何々について報告求めたか。もつと換言すれば、法文の文言で言えど、「次の各号の一に該當する疑い」について告知して質問し調査するのか。こういう「次の各号の一に該當する疑い」の事実について何にも告知することなく質問し調査するのか。これを伺いたい。

なぜかといえば、宗教法人に對して所轄厅が何々について聞きたい、何々について報告求めたか。もつと換言すれば、法文の文言で言えど、「次の各号の一に該當する疑い」について告知して質問し調査するのか。こういう「次の各号の一に該當する疑い」の事実について何にも告知することなく質問し調査するのか。これを伺いたい。

断するしかないと思うのでございますけれども、いざれにいたしましても宗教法人審議会に事前にお諮りをすると。その時点で、こういった事柄があつて、そしてこういったことについて報告を求めます、あるいは質問いたしますということは、宗教法人審議会の意見を聞くことはそのとおりでござります。

そして、それを経た上で宗教法人に対してどうするかということをございますが、いずれにいたしましても、報告を求める、あるいは質問をするということをございますから、どういったことにについてどうと、この点について例えば第七セティアンがあつてこの中にサリンがあるんですかといふような、ある程度具体的なことを示さなければ質問もしにくいわけでござります。

したがいまして、常にその理由を告知するところができます。かはわからないわけで、個別の事例によらなければならないわけでございりますけれども、通常の場合でございますと、なesseをういうことを聞くのかということは宗教法人の側からも聞き返すということは当然あると思うのですが、そこからおきまして、相手方からきちんととした御報告をいただく、あるいはきちんとした回答をいただくためには、できるだけそういうた理由を示すということは望ましいことであろうというふうに考えております。

○猪熊重二君 望ましいんじやなくして、ぜひこのようにしていただきたい。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○前川忠夫君　日本社会党的前川でござります。
　　実は、私もこの宗教法人法の特別委員会に参加
をするに当たつて社会党的参議院の執行部の皆さ
んに、私がなぜメンバーに入つたんですかとお聞
きをいたしましたところ、文教委員会のメンバー
やあるいは地方行政委員会のメンバーやさまざま
なこの種の法律に詳しい経験豊かなメンバーの方
がたくさんおられるんですが、実は今、御案内の
ようすに宗教法問題は大変国民の関心の高い問題で

あります。そういう意味では国民の視点といいま
すか、一般的な町の人たちのよなな感覚といいま
すか、そういう視点でこの問題をどう考えたらいい
のか、そういう意味で私などもメンバーに入つ
たようであります。

多少素人っぽい質問をさせていたただくかもしれませんし、あるいはこれまでの議論をお聞きしておりまして、かなりの部分については解明をされていますので、ダブル部分についてはできるだけ省略をするつもりですけれども、なかなか私が理解しにくい部分、場合によっては繰り返しの質問が出るかもしれません。お許しありたいと思います。

今申し上げましたように大蔵国民の関心の高いテーマでありますから、そういう意味ではできるだけ冷静な議論を私もしたい。これは、きょう委員長、今交代をされておられますけれども、昨日は大変委員長御苦労をされました。もちろん、きょうの平成会の皆さん方にも言い分は多分あるんでしょう。しかし、できれば、こういう委員会という場がある、あるいはその委員会の運営につ

いて御相談をする理事会あるいは理事事懇談会がある。そういう場の中ができるだけ、国民の皆さんから見ても、ああなるほど今こういう議論をしているのか、どうもあしたからこういう議論が始まらうだという議論ができるよう、委員長には大変御苦労をかけますが、ひとつそういう運営の中で国民の疑問にしつかりこたえてやつていただきたい、このようにまず委員会の運営を含めてお願いを申し上げておきたいと思います。

そこで、宗教法人法の議論のポイントに入る前で、最近、宗教法人といいますか宗教団体と言つた方がいいんでしょうか、事件が大変多発をしております。もちろん、直近ではオウムの問題が大変大きな議論になりました。この十年ほどをさかのばつても、まさに枚挙にいとまがないくらいさまざまな宗教絡みの事件が実は多発をいたしております。

大英圖書館藏書
中華書局影印

すと やがて宗教というのに何でもない場合に つてはさわらぬ神にたりしなんといふ世俗的な言葉もあるくらいに、国民の間に宗教に対する不信感というものが芽生えてきている。私は、別に宗教を嫌いしているわけでもありませんの

そこで、最近の世論調査の中では、この宗教法人法の改正についてはもう大体八割を超える皆さん方が賛成をしておられる。今の宗教に対する国民の方の皆さん方のいわゆるマイナスイメージといいまして、それは例えば非常に金もうけに熱心だといふことが一つあります。それから、オウムの場合もそうだったのかもしませんが、非常に強引な手法で、大變そういう世論を気にいたしております。

在泰治重をす。おもいは政治に丸して少しだけ
わり過ぎるんじやないかというような批判もアソ
ケートの中には実は出てまいっておるわけです。
私は、こういう国民の側から見た、いわゆる宗
教に対する、あるいは宗教法人と言つてもいいの
かもしませんが、こういう不信感なりあるいは
マイナスイメージというものの、こういうものにつ
いて行政の側からこれをただす責任というのはあ

るんじやないか。としますと、これまでさざまに議論をしてきましたけれども、今度のこの宗教法人法の改正案がどの程度の、今幾つか申し上げましたが、効果があるのか、この点について文部大臣に所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（島田宣伸君） 今回の改正につきましては、オウム真理教事件が一つの契機となつたことは事実であります、宗教法人法制定以来、社会が大きく変化しました。

例えば、経済の規模も名目GDPでたしか八十七倍になつておりますし、交通手段も発達しました、陸路、空路すべてであります。さらには、都市化が進みましたし、それから家庭の状況あるいは家族とのつながりの関係も随分変わつたよう思います。情報通信機能も変わつたわけであります。これらを背景にして、宗教法人の活動も昭和二十六年制定当時とは大分趣を異にいたしました、非常に広域化してまいりました。

ところが、例えば所轄の問題一つとりましても、当初は地域で集中的にやっていた単立の法人が今では全国規模で行動し、場合によつては世界をまたにかけて布教活動をなさつてゐる。こういう面もあるわけでございまして、実態が大きく変

化したことから今までの要するに現行法では実態にそぐわなくなってきた。これがまず第一点であります。

そして、今回の改正が実現すれば、宗教法人の管理運営における少なくも民主性、透明性が高まるということが一つ指摘できると思います。

それからもう一つは、毎年度、所轄庁に関係書類が提出されることから、宗教法人のいわば実態

し、また宗教法人の不法行為を防止することに資するということはつきり申し上げられると思うのであります。

また同時に、宗教法人の管理運営の民主性、透明性が高まること、あるいは国民の皆さん方が持つておられる宗教法人に対する不安感、不信感を解消するためにも、将来的にこれは必ず今までとは

違った結果をあらわしていくと、こう信じております。
○前川忠夫君 長年この法律が事実上手をつけられないで来たわけですから、いきなり改正をして、まさに大改正をというのはなかなか困難だとうのはわかります。
しかし、先ほど申し上げましたように、国民の皆さんから見ますと、今の宗教の問題については、それが例えばお正月になれば神社仏閣へ

行つてお参りをする、結婚式は神式であつたり仏式であつたりあるいはキリスト教であつたり、さまざまに日常生活の中に宗教というのが結びついているわけです。

そういう意味で、宗教に対する不信感とかさまざまの問題について払拭をする努力、これはやつぱり行政に求められていると思うんです。私は、信教の自由についてはまさに守られなきやならぬ大原則だと思います。ただ、これまでの議論も

そうですが、かつての戦前のいわゆる宗教弾圧のようなこと、あるいは戦後この宗教法人法ができたときにも、宗教はできるだけさわらないように、あるいは難しいことはできるだけ自主性に任せと、どうも政府自身が及び腰でこの問題について長年取り組んできたその弊害が今ここに出ているんじゃないかというふうに私は思っています。

もちろんこれまででも議論の中で私もお聞きをしております。もう既に、昭和二十六年の制定以来、世の中も変わりましたということはわかるんですけどね。ところが、放置をしていたことが逆にそういう不信をもし招いていいるとすると、今回の改正は私はこれで基本的には賛成をしていきたいというふうに思っていますけれども、たくさんの問題が残るわけです。

こういう問題について、文部省としてはこれから扱いについてどうお考えになつてゐるのか、その点ちよつとお聞きをしたいと思います。

そこで、たしか昭和三十一年の検討の際には十一項目にわたつたと、こう承知いたしておりますが、八十九条から成り立つております宗教法人法、いわば所轄の問題と情報開示と活動報告の把握の問題、三点に絞られて宗教法人審議会で御検討いただいたと、こういうことでござります。したがつて、私自身が文部大臣の立場であつても、あるいは一政治家の立場であつても、なぜこんな物足りないものにしたんだというおしゃりも正直言つてございます。それから世間では、これは文部省の所管の範囲ではないわけですが、税法の問題になぜ踏み込まなかつたか、こういうおしゃりもたくさんございます。

グループの方にもそういう御指摘が多いわけであります。前川忠夫君 よく言いますように、泥棒が入つてから繩をなうとか、犯罪のように起きてから犯人を捕まえることは、これは簡単なんです。最近の宗教絡みの事件というのもどうもその嫌いがあるわけです。もちろん、法律すべてを網羅して絶対なんというものはできないといふのは僕は十分承知をしているつもりなんですが、ぜひこの審議を通じて出された意見というのを文部省としてもしつかり踏まえていただいて、これからも議論の中に生かせるようひとつしていただきたい。

そこで、これまでの議論の中でどうしても、私も必ずしもプロではないですから、素人なものですから、ちょっとわかりにくい部分がありますのでお聞かせをいただきたいんですが、公益法人としてのいわゆる宗教法人、これについては第二条で幾つかの項目があつて目的が明示をされていますね。この問題について、特に政治活動との関係で今までさまざま議論がありました。

この問題について、これは政教分離との関係等もあつたわけですが、村山總理あるいは文部大臣も、宗教法人が政治活動を行うということを予定していないというお答えが何度かされてるんですね。この予定してないという言葉の使い方というのは、これは法律的な用語なのか、もし予定していないことをやつたらどうなるのか、宗教法人としての資格がなくなるんじやないかと私どもは単純に考えるんです、御答弁との關係で。どうなんでしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 私がお答えすればいいのですが、これらについてはその道に専門的に詳しい人間から正確なお答えを。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。

先ほどお尋ねございました總理も予定していなさいという御発言でございますが、これは宗教法人が政治活動を行うことを主たる目的としてやるという点については予定をしていないというふうな

るわけです。もちろん、法律すべてを網羅して絶対なんといふものはできないといふのは僕は十分承知をしているつもりなんですが、ぜひこの議論を通じて出された意見といふのは文部省としてもしつかり踏まえていただきて、これから議論の中に生かせるようひとつしていただきたい。

そこで、これまでの議論の中はどうしても、私も必ずしもプロではないですから、素人なものですから、ちょっとわかりにくいくらいありますのでお聞かせをいただきたいんですが、公益法人としてのいわゆる宗教法人、これについては第二条で幾つかの項目があつて目的が明示をされていましてね。この問題について、特に政治活動との関係です今までさまざま議論がありました。

に私は発言されたと記憶しているのでございま
す。政治活動自体は公共の利益に奉仕するというい
わゆる公的性質を持つていてるものでございます。
したがいまして、この委員会でもたびたび出でてお
りますように、宗教法人が政治活動を行うこと自
体は何ら問題はないわけでございまして、憲法二
十条一項後段に言う政治上の権力の行使に当たら
ない限りもちろん許されるということでお話が出
ておるわけでございます。

そういう意味で、宗教法人が政治活動を行ふ
ことは宗教法人法において禁止をされておるとい
うことはもちろんないわけでございまして、た
だ、それを主たる目的として行うということは法
律の規定からいって予定をされていないという御
答弁があつたというふうに思つておるところでござ
ります。

○前川忠夫君 その辺の言い回しが非常にわかり
にくいくらいです。

といいますのは、あらかじめ宗教法人として認
証してもらうときに、主たる目的が政治活動なん
という届け出をするところは多分ないですね。そ
れで、認証を受けますわね。ところが、実際の宗
教活動はそっちのけにして、政治活動をやつたり
別な金もうけをやつたり、そういう団体が出てく
る可能性性というのにはあり得るわけです。この場合
は一体どういうことになるんでしようか。

私は、法人が税制上のさまざまな優遇を受けて
いない任意団体であれば何も文句を言うことはな
いんですよ。名前がたまたま宗教団体みたいな名
前になっていたって構わない、そんなことは。法
人としての認証を受けながら、しかも認証を受け
るときには、きつと宗教法人登記のためのさま
ざまな手続を踏んで認証を受けるわけです。とこ
ろが、受けてしまえばもうこちらのものよとい
ことになるんでしょうか。

これはこれまでにも議論がありましたが、例
えば具体的な犯罪行為があれば解散命令が出来ます
よというお話をありましたけれども、そこまで行
くことになるんでしょうか。

く前の段階、つまり犯罪行為とまでは言わないけれども目的とは違うことをやつた場合にどうなるんでしょうかという部分についてさまざまな疑問があるんですよ。

もう少しわかりやすくちょっと説明していただきたいですか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ござりますようには、宗教法人といいますのは本来宗教活動を行うことが期待されているものでございます。したがいまして、宗教法人が法二条に規定しています宗教団体の目的を著しく逸脱する、そういうた行為をしたという場合には、ぎりぎりの場合になりますと法の八十一条第一項に言う解散命令事由に該当するといった場合も最悪の場合には考え方ではないわけでございます。

そうではなくて、そうではない限りにおいてといいますか、宗教法人が、宗教活動を行うのが主たる目的でございますけれども、それに付随してあるいは一定の時期に政治活動を行うということは宗教法人法上何ら規制をされていないものでございます。

○前川忠夫君 この辺の部分が多く今度の宗教法人法の改正の中で、所轄庁がどういう形でかかわられるか、あるいはかかわっちゃいけないのか、さまざま部分で恐らくこれはこれから先も実は議論になる部分だというふうに私は思います。

そこで、これは素朴な質問の仕方をしますので、できれば大蔵大臣、今お見えですから大臣にちよつとお伺いをしたいんです。

例えば、宗教法人は宗教活動に関する税は免除をされていますね、非課税扱い。それから収益事業についても軽減措置がとられている。一般的に考えて、例えば法人格をとっていない場合、これは当然のことですが、何をやっても、本来所得税であつたり法人所得税であつたりあるのは固定資産税であつたり、さまざまな税を取りられますね。ところが、法人になつたことによつてそれが免除をされる、あるいは減免をされる。この部分は、つまり法人であるがゆえの部分について、今私が申

し上げたのは、例えばオウムのようにああいうお金の集め方をした、あれば結局人殺しのために使われたわけですね。裏返して言うと、もし宗教法人じゃなくてしつかり税金を取っていたらあんなことは起きなかつたかも知れない。裏返して言いますと、あの部分に関して言えば国民の税金と同じことになるんじゃないかという解釈を私は持つんですが、大臣、これは間違つていてはどうですか。

○國務大臣(武村正義君) そうですね、非課税措置になつておりますから、税を課していないというのは、見ようによつては逆に補助金、奨励金を出しているという理解の仕方もあるわけでござります。そんな意味で、公益法人全体の問題でもあります。なんかんく宗敎法人に限つて議論をしてみましても、現在の収益事業に該当しない資金が非課税になつてゐるということも一つの論議の対象になり得ると私は思つてゐるわけであります。しかし、宗敎法人だけを取り出して議論するのは大変難しい。これは諸外国も調べてみると、どの国も公益法人全体の中で規定をしているようでございます。

きのう、峰崎委員の質問にもお答えしました

が、戦後シャウブ勧告が出たときには、むしろ今

のアメリカ等のように免課制でやるべしといふシ

ヤウブ勧告があつたようですが、免課制

といふのは原則課税です。そして、宗敎活動に關するものだけは個々に非課税措置にする、免課に

するという考え方。日本はもう収益事業以外は全

部非課税、こういう形でつと来たところに、今

御指摘のよう、大変わかりやすいテーマとして

いるオウム真理教のああいう社会をひっくり返すよ

うな犯罪行為、反社会的行為の資金まで非課税になつてゐるという矛盾を生み出しているというこ

とでござります。

○前川忠夫君 素朴な感じとしては、税が免ぜられてゐる、その免ぜられてゐる部分は、逆に言え

ば私もが納めているような税金と全く同じものだというふうに一般的には私たち解釈をするわ

けです。

れはもちろん宗敎法人とは限らないかもしません、いわゆる透明性といいますか、あるいは情報

の開示といいますか、そういうものはやっぱりし

つかりやる責任が私はあると思うんです。もちろ

ん、その情報開示あるいはさまざまの報告と

方をするのかにさまざまな配慮が私は必要だと思います。必要だと思いませんけれども、これは私は

宗教法人とは必ずしも言いませんけれども、法人

である以上、少なくとも第三者から見てもなるほどと言つてもらえるようなものでなければならぬ

私はそうあるべきだというふうに考へます。

したがつて、この問題については、先ほど大蔵

大臣がお答えになりましたように、もちろんこれ

からの大変重いテーマに私はなると思いますの

で、その辺の透明性というものをぜひ明らかにし

てほしい。

ここでお答えいただかなくとも結構なんですか

が、実は新聞のアンケートの中に、宗敎活動の中

でお布施についても税金を課すべきだという人が

八三・六%いるんですね、これは日経新聞の調査

なんですが。それから、宗敎活動や財務内容につ

いて国や自治体に調査権限を持たせるべきだと思

いますか、九六・二%なんですね。というくらいお

金の問題については皆さんシビアなんですね。一般

の国民の皆さんがぎりぎりの生活をしているわけ

ですね。何かわからないところで金が使われてい

る場合によつてはおれたちの税金かもしれない

い、これに対する怒りもあるんですね。この辺

はひとつしっかりとめて、特に課税上の問題

についても透明性を高めるような議論をこれから

ぜひお願いしたいというふうに考えております。

そこで、これまでさまざま議論になつた点で

ありますので、そう多くのことを申し上げるつも

りはないんですが、実は信教の自由と政教分離の

問題についてであります。

昨日あるいは一昨日の議論の中でも、政府とし

ての統一見解を出そと。従来の考え方と近いも

のにどうもなりそうな感じがしておりますが、

も、私は、法人格を持つ以上、宗敎法人がさまざま

な税の優遇を受けるということであれば、例え

ばこれまでの議論のように、国からの一切の介入

はあり得ないんじやないか、必ず双方向に、権利

と義務と言うとちょっと言い方が適當ではないか

もしませんけれども、私はそういう関係がある

と思うんですね。

そういう意味で、私は今度の議論の中で、国は

介入はしていかないけれども、宗敎法人は先ほど

もありましたように政治活動をやることを妨げる

ものではないと。その範囲の問題について、どこ

までなんだという限度を国民の側から見ると明ら

かにしてほしいというふうに思うんじゃないですか

よ。

実は、私どもの同僚議員であります佐藤道夫さ

んが十二月八日の週刊朝日にこんなことを書いて

おられます。先ほどもお会いをして、引用するけ

れども構いませんかということで御了解をいただき

ておりますので申し上げます。

政治が宗教の世界に立ち入ることはできない

が、宗教が政治の領域に乱入しても政教分離の原

則に抵触しないということになつてゐる。それな

ら、もはや政教分離ではなくて、政治の宗教不可

侵の原則というふうに読みかえるべきではないか

といふような指摘をされておられるわけです。も

ちろん、さまざまの文脈の中からこうあれば

出でています。それから最後に、「ある宗教団体

の大勢の信者たちが、一団となつて国会や地方議

会に進出し、やがて議席の過半数を占め、宗教團

体の命じるままに自分たちの政策を次々に実現し

ていくのは明らかに政治上の権力の行使そのもの

である」という見方をされております。

そこで、今文部省で出されている白書ですね、

宗教法人絡みのページというのは一ページぐら

いしかないんですね。これは国民の人すべてが見て

るほどなという方が大半だと私は思ふんです。問

題は、その線引きをどこにするかというのがわか

らないからもやもやですね。そういうふう

に私は思うんです。私もこの意見については基本

的に全く同調できるんです。そういう意味では、

(発言する者あり)私は宗教法人が政治活動を

してはいかぬと言つてゐるんじやないんです。問

題は、その限度がわからずに議論をするところに

あります。そこでは、いわゆる宗教法人がさまざま

な権利を政府はしなぎやいけないと思ひます。

そういう努力を政府はしなぎやいけないと思ひます。

それでなければ、いわゆる宗教法人がさまざま

な権利を受けることができるんです。そういう意味では、

ばこれまでの議論のように、国からの一切の介入

はあり得ないんじやないか、必ず双方向に、権利

と義務と言うとちょっと言い方が適當ではないか

もしませんけれども、私はそういう関係がある

と思うんですね。

そこで、これから法案が成立をいたしますと具

体的な施行ということになるわけですが、幾つか

お答えが出ていないところにこういう議論が私

のものではないと。その範囲の問題について、ど

こまでなんだという限度を国民の側から見ると明ら

かにしてほしいというふうに思うんじゃないですか

よ。

ありますけれども、それに対するきちっとし

た答えが出ていないところにこういう議論が私

のものではないと。その範囲の問題について、ど

こまでなんだという限度を国民の側から見ると明ら

かにしてほしいというふうに思うんじゃないですか

いるとはもちろん言いませんけれども、何かあるたときに、文部省の所管だな、どんなことを、現状について考えているのか、見てるのか、あるいは分析しているのかと見るわけですよ。そういうものが提示をされて国民の皆さん方に提供されることが、やはり一つは開かれた宗教に対する双方の信頼関係に私はつながっていくというふうに考えるんですが、この情報センターのこれらの設置の見通しとかあるいは構想等がありますから、できればお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(島村宣伸君) 情報センターにつきましては、たしか前々内閣でようか、その当時からこういう御指摘があり、それなりの検討があつたように聞いておりますが、具体的なことにつきましては正確を期するために文化庁次長から答弁いたします。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人審議会の報告にござります宗教情報センターの設置の問題でございます。

現在、国民の宗教に関する関心は非常に高いわけでございまして、宗教に関する情報を提供してほしい、あるいは宗教の問題でいろいろ悩んでいらっしゃるから相談に応じてほしい、いわゆる消費者センターの宗教版といったようなものを国民の多くの方々がぜひつくってほしいという要望が強いということを私も承知いたしております。

宗教法人審議会におきましては、そういった国民の要請が強いということをございまして、宗教家を初め、弁護士の方々あるいは心理学者の方々、学識経験者の方々など、そういう関係者が連携協力をいたしまして、自主的に設置する形での宗教情報センター、こういったものをつくるよう検討する必要があるという提言を御指摘のよう審議会がしておるわけでございます。

このセンターは、民間で自主的に設置なさるということが大事なことだと思いますけれども、けれども、私ども文部省といたしましても、平成八年度の概算要求の中におきまして、こういった

宗教情報センターがどういった形になればいいのか、あるいはどういうものを目指せばいいのかと、といった構想等について研究をしてまいりたい、さまざまな情報の収集等も行ってまいりたいということで、調査研究に関する経費を財政当局にお願いしているところでございまして、こういった検討は積極的に進めてまいりたいと思うわけでござります。

○前川忠夫君 審議会の方でもさまざまに議論を経てこういう提言をされているわけですから、ぜひ実現するようにひとつ御努力をいただきたいと思います。

そこで、審議会の問題についてちょっとお伺いをしたいんですが、今回の報告で審議会の定員を十五名以内から二十名以内にふやしたいという報告がされて、私どもは承知をしておるんですが、この審議を通じまして、審議会の委員からさまざまな意見があつたという御指摘がありました。それは多数の方がおられるわけですから、いろんな意見の方がおられると思うんです。

そこで、今度の法改正で各法人に対する質問権が所轄官庁に与えられて、それについては宗教法人審議会に諮ってということになっていますね。新しい仕事といいますか、新しい役割といいますか、分野が審議会の方に課せられておると思います。これまでの審議会、さまざま役割分担と言ふとおかしいんですけども、エリアがあつたと思うんですね。少し性格が変わるとかどうか、その点ちょっとお聞かせください。

○国務大臣(島村宣伸君) 御承知のように宗教法人に対するいろいろな国民の側からの御要請もありますし、また世界の宗教法人に対するいろいろな対応の仕方についても、それぞれの対応をなさっていることについては参考になる部分が多いわけでありまして、こういうことをもつと広い意味で研究もしなきやいけないし、特に複雑化してきた宗教法人その他については、より専門的な学識経験者等にも御参加願う必要があるということから、今回二十名になると私は承知をいたしております。

ただ、ひとつこの機会をおかりして申し上げたいんですが、よく七名の方の反対云々というお話をされますけれども、これは、実は特別委員会を審議会の意思でおつくりになつて、五つの宗教団体の代表者から一人ずつが選ばれて、学識経験者三名そろつて、八名で特別委員会でいろんな内容の検討がなされた過程では全く変な混乱がなかつたわけであります。

しかも審議会が、総会であれ特別委員会であれ、それが終わりますと、その議事についての記者ブリーフを行つたことは御報告したとおりであります。よく議事録を公開せよと申されますけれども、この議事録につきましても、実はかなり詳しい記録を委員の方にお配りして、その御検討も顧つておられるわけでありますから、委員の方はそれをお持ちのはずなります。内容的には非公開を原則にしておりますから、これは遵守しなければなりませんけれども、したがつて我々に全くやましいものはないし、またこの審議の過程でいろいろな混亂があつた事実もないということだけはぜひ、せつかくいい御質問をいただいているのでこのことを申し添えさせていただきます。

〔理事松浦功君延席 理事尾辻秀久君着席〕

○前川忠夫君 今、大臣からそのように答弁をいたいたんですが、それでも、私もかつてさまざまなおほかの審議会や何かに参加したことがありますので、どうも審議会が所轄官庁の隠れみのになつてゐるんじゃないかという指摘というのによく考えております。ぜひその辺は、もちろん人選ですから難しいのを十分承知しながら私も言つていいんですけれども、配慮をしていただきたい。といいますのは、先ほどから申し上げています

こうに、今度の法改正で全部の問題がもう一件落着したということであればいいんですけども、これは反対意見の皆さんを含めましてさまざまなお意見があるわけですよ。そうすると、また宗教法人審議会の中で議論しなきゃならぬということになると思うんですね。

その際に、それは文部省で考えて何でもできればもちろんいいんですけども、これは審議会で議論をしなければいけないとなると、またぞろ審議会とは何ぞや、審議会ではこうだつた、ああだつたという議論になるというのはぐあいが悪い。審議会そのものの権威を失墜させることにもなるし、文部省にとつても僕は好ましいことではないだろうというふうに思いますので、ぜひその辺については御留意をいただきたいというふうに、これは要望として申し上げておきます。

そこで、これもまさにこれからテーマということになるんですが、もちろん今度の法案が成立をした後ということについては、先ほどから申し上げておりますように、宗教法人法だけではございませんけれども、例えば税制の問題ですとか、あるいは先般から議論があつているように、例えばオウムのような事件が起きた、解散請求をして、今裁判をやつています、その間に財産がどんどん処分されていく、財産保全の問題とかさまざまなお問題が私は残っていると思うんです。

そういう問題については、当然これは院の中で議論をして決めることでしようけれども、特別委員会をこのまま継続するのか、あるいは新しい年度、次の通常国会ということになりましょうか、通常国会の中で別な角度で委員会を設けるのか、私は必要だと思うんです。

と同時に、今度の審議会のテーマとは別にさまざまな問題について、宗教学者であるとかあるいは宗教家であるとか、あるいは最近さまざまなもので、例の靈感商法ももちろんそうですが、被害者を救済するための弁護団とかさまざまなお活動をしておる方がおられますね。そういう方々にも参考をしていただくような形で、広く国民的な意見加をしていただくべきなことです。

を吸収できるような、将来的な、宗教と政治のあり方も含めまして、審議をする、あるいは意見交換をする、あるいは調査をするような調査会のようなものをつくるお考えがないかどうか。できれば私はそれはやつていただいた方がいいんじやないかというふうに考えるんですが、いかがでしょか。

○国務大臣(島村宣伸君) 宗務課でこのことをずっといろいろ検討してきておりますし、いろんな御要望も寄せられているところでございますから、今までの経過等について文化庁次長から御報告させます。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました宗教団体その他についていろいろ実態調査もすべきではないかと、私どもも実はそれは必要なことだと思っておるのござります。

現在の宗教法人制度ができまして四十数年が経過したわけでございまして、社会の状況も大きく変わっております。今回、法改正をお願いしておりますわけございませんけれども、いずれにいたしましても、国内外の宗教団体等をめぐる諸状況についていろいろな調査研究を行う必要もあると思うわけございます。

それから、宗教全般にわたる情報の収集あるいは提供、こういったことも考えていかなければいけないと思うわけでございまして、平成八年度の予算におきまして、大蔵省にお願いしているところでございますけれども、例えば宗教と社会とのかかわりに関する調査研究といったようなものもぜひ実施をしてみたいということでお願いをしておるところでございます。私どもいたしまして、もう、そういった点、幅広くさまざまな検討、研究をしていきたいと思っているところでございます。

○前川忠夫君 まだ時間が残っているんですが、最後に私の意見を申し上げておきたいと思います。

先ほど世論調査のお話を申し上げましたが、文部省から出されている日本の宗教法人の資料を見

ていますと、各団体の信者の合計は二億一千万強ですか、多分神社にお参りをしただけの人までが入っているんだろうと思うんです。わからないですかね。にもかかわらず、宗教法人法を今度の問題については改正すべきだというのが圧倒的多数だと。この差というのが私は大変気になるわけですよ。

私は今度の法改正というのは、いわゆる信教という心の問題とかそういう問題ではなくて、むしろ法人としての管理上あるいは運営上の問題だというふうに最初から説明をいたいでいます。私たちもそうであつてほしいし、またそうだというふうに確信をしていますけれども、それでも心配をされている方がおられるわけですね。これは、そういう法人あるいは団体の役員をやつている方だけではもちろんないと思いますけれども、そういう方々の心配だろうと私は思うんです。そういう意味で、私はこのことが逆に一般の信者の方にまで不安を与えるようなことがあってはならないと。

私は、出身が労働組合なものですから、もちろん経験をしたわけではありませんが、戦前の労働運動に対する弾圧とか、言論、思想あるいは信教を含めましてさまざまな弾圧といふものも書物やあるいは人づて聞いて承知をしているつもりです。

今度の問題が信教の自由を侵すのじゃないかとおもふところでございます。私どもいたしまして、もう、そういった点、幅広くさまざまな検討、研究をしていきたいと思っているところでございます。

○前川忠夫君 まだ時間が残っているんですが、最後に私の意見を申し上げておきたいと思います。

り前だと思います。そういう意見をしっかりと吸収をして、特に私はだれがどうのこうのという意味はありません。反対をしている方あるいは賛成をしている方、この委員会には参加していくな

い、外で参加をして意見を言いたいという方々の意見をしっかりと聞く場というものをできるだけ早く持つて、そういう意見も参考にしながら最後の締めくくりをするということに私はすべきだと思います。

それは、もちろん参考人の問題もあるでしょうし、あるいは公聴会の問題もあるかもしれません。それらの問題についてできるだけ早く結論を出さないと、ただ議論が長く延びるということがないわけではありませんから、ぜひその辺をこれから委員会の、特に理事会等の議論の中で詰めていただきたいということを最後に申し上げまして、少し時間を残しましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○有働正治君 私は、本日は特に社会的責任があります公益法人たる宗教法人の幾つか具体的な行為につきまして、それが社会的に責任ある公益法人たる宗教法人にふさわしい行為なのかどうかという問題について質問したいと思うのであります。

ただし、私は総理にも見解を求める所要望していまして、ちょっと早まった関係で、総理がお見えになるまでお待ちいただくな、何かちょっとしていただければ。

○理事(尾辻秀久君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕
〔理事尾辻秀久君退席、理事松浦功君着席〕

たいと思います。また、税問題も取り上げさせていただきたいと思います。

まず、文部大臣にお尋ねいたします。

宗教法人は社会的に大事な存在であります。そして、法律によりまして税法上を含めまして社会的保護を受けている公益法人でもあるわけあります。そういう点からいまして、宗教法人はそれをふさわしい行為が当然求められる、また社会的規範も守るというのは当然のことと考えます。

したがって、社会的に指弾されるようなことはないわけではありませんから、ぜひその辺をこれからの委員会の、特に理事会等の議論の中で詰めていただきたいということを最後に申し上げまして、少し時間を残しましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(島村宣伸君) お答えいたします。

宗教そのものの存在は人の心を安定させ、国民

一人一人の生活に定着し、大変大きな役割を果た

していると、そう認識いたしております。

○國務大臣(島村宣伸君) お答えいたします。

多くの宗教法人は公益的な真摯な活動を続けておられるところです。宗教法人も法令に従った行為をしなければならないのは当然のことでありまして、法八十六条

はこのことを規定いたしております。

多くの宗教法人は公益的な真摯な活動を続けておられるところです。宗教法人も法令に従った行為をしなければならないのは当然のことでありまして、法八十六条

はこのことを規定いたしております。

おられるところです。宗教法人は、お見えになるまでお待ちいただくな、何かちょっとしていただけば。

○有働正治君 総理について、この点につきまして、この間の本委員会の答弁でも、宗教団体あるいは宗教法人は、本当の意味で国民の皆さんにその責任を果たしていくべきだと、そう考えております。

○有働正治君 総理について、この点につきまして、この間の本委員会の答弁でも、宗教団体あるいは宗教法人は、本当の意味で国民の皆さんにその責任を果たしていくべきだと、そう考えております。

そういう意味で、これは委員会の方にお願いをしておきたいんですが、最初に申し上げましたように、もちろん私はいろいろな意見があるのは当然

行為を取り上げまして、その行為自体が社会的責

任ある公益法人たる宗教法人にふさわしい行為であります。

○國務大臣(村山富市君) 今、文部大臣からも答

としての法的資格といいますか、を認証するわけですから、公益的な役割はあるという意味で公益法人としての認証をしているわけです。したがつて、公益に反するような、社会から指弾されるようなそういう行為があつてはならないというのは当然のことだと思います。そんな意味では、だれが見てもまともな宗教活動というものをしつかりやつていただくということが大事ではないかとうふうに思います。

○有働正治君 以上の見解を前提に、私は創価学会につきまして、以下に挙げる具体的な事例について、これが今おつしやられましたふさわしい行為か、あるいは社会的批判との兼ね合い、公益法人との兼ね合いから見てどうなのかという具体的な問題をお尋ねします。

それに先立ちまして、まず大蔵省に事実確認をいたします。

創価学会本部のあります東京新宿信濃町の本部あるいは別館の周りに大蔵省の所有地があると思いますが、どこらあたりにあるのか、そこは道路なのかな何なのか、事実関係を求めます。

○説明員(新藤徹郎君) お答えいたします。

御指摘のとおりですが、創価学会本部と本部別館の間、それから本部別館の北側、それから本部別館と第二別館との間などに国有地が存在しておりますが、これは一般の通行の用に供する道路として利用されているところであります。

○有働正治君 一般的通行に供する道路として国有地がある、いわば天下の公道、国有財産としての道路があるという問題であります。一般市民、住民が往来できるのはあります。(地図掲示)場所を具体的に、信濃町駅周辺の、これは後で土地、建物の課税の問題について、実は別館、第二別館、この通りであります。青い道路は区道であります。区道に面した公道としての国有地であるという問題ですね。これはもう明白であります。ところが、これが天下の公道としての往来ができるようになつてゐるかどうか、こういう問題であります。

私も先週末、国勢調査とのかかわりで現場確認を行いましたが、創価学会の手で「私道に付き通り抜けご遠慮下さい」との立て札、標識が置かれ、通行禁止措置がとられているわけあります。ここに私は写真を持ってまいりました。(写真掲示)「私道に付き通り抜けご遠慮下さい」と。実は立っているのは私であります。それと、新宿の我が党の区会議員さんであります。その立てる道路が国有地で、公道であります。その公道の上に「私道に付き通り抜けご遠慮下さい」と、堂々とこういう標識が書かれ、そこにガードマンらしき人物が立って通行を制止すると、こういう事態であるわけであります。

天下の公道、これが私道扱いされていること自体、こういうのがさきに言わされました公益法人たる立場から見て果たしていいのかどうか、社会的批判を受けてはいけないとおつしやられた答弁から見てどうなのか、その点ふさわしい行為とを考えられるのかどうか、大蔵大臣、お願いします。

○國務大臣(武村正義君) 私どもも調査をいたしました、御指摘のような事実があつたことを確認させていただきました。現在はその看板はもう撤去されておりますが、少なくとも国有地でございますし、これが道路としてその用に供されている土地でございます。その国有地に対する「私道に付き」云々というのはどう考へても正しくありませんし、適当ではありません。今後、厳しく国有財産の管理の上で適正な管理に努めていかなければならぬというふう思っております。

○有働正治君 これは、私が指摘した結果、今週になつて撤去されたということであるわけでありますけれども、撤去させたからということですべてオーケーというわけにはいかないのであります。天下の公道なんであります。

と申しますのは、そう甘いものじゃないんです、これは、実はこの問題、「私道に付き通り抜けご遠慮下さい」と、これは例えばことし、月刊誌の三月号、この中でこの問題が公然と大問題として指摘されていたんです。それはもう本当に大特集

ページが組まれまして、私はここに持つていてますけれども、その中でこの問題も指摘されて、天下の公道が通れないようになつてゐる、天下公知の大問題として指摘されてゐた。つまり、ことしの三月、月刊雑誌で指摘されていたにもかかわらず、今日この方まで「私道に付き通り抜けご遠慮下さい」と確信犯としてやられていたんですよ、確信犯として。したがつて私は、大蔵省に、撤去しましたから云々というだけでは済まされない。天下の公道をいつからいつまで、どういう目的で私道扱いしていたのか、これについて大蔵省は黙認していたのかどうなのか、あるいはどういう対応をしたのか。そういう点についてどう指導して、今後どういうふうに対応すると当事者の創価学会は対応したのか、きつちり調べて私に御報告願いたい。

そうでないと、質問のときだけ、国会で問題になるからといってちょっと撤去する。私はけさの時点でも私の秘書に現地に行つて確認させてまいりました。いろいろガードマンらしき人が、事実上通れないようなそういう状況もあるんですよ。天下の公道をそういう扱いが行われるというのはいけないわけで、厳重な調査を求めます。

○説明員（齋藤徹郎君） お答えいたします。
ただいま……（発言する者多し）

○理事（松浦功君） お詫びをお願いします。

○説明員（齋藤徹郎君） ただいま御指摘をいたしました国有地につきましては、これは昭和二十三年に財産税の物納によりまして大蔵省が引き受けた財産でございまして、物納以前から道路として一般の通行の用に供されていました財産でございまして、現在も道路として使われているということをございます。

ただいま御指摘のように、立て札が設置されておつたということでございまして、国有財産の管理上、第三者が私道である旨を表示しておくといふことは適当でありませんので、設置者に対しまして撤去の申し入れを行つたところであります。

全国にたくさんのがございまして、それは台帳で管理をしているわけですが、このようないい御指摘を受けまして、我々も一層国有地の管理には適切な処置をしてまいりたい、このように考えております。

○有働正治君 今後、国有財産の管理を厳格にやつていただきよう大蔵大臣にも厳しく要求しておきます。

同時に、ここにはいろんな問題がございます。実は、天下の公道の往来者がすべて見通せるところに監視カメラが設置されているのであります。（写真掲示）これも私は写真を撮つてまいりましたけれども、ここにあるのが監視カメラなんですね。ここが監視カメラで、国有地の公道が、そこは真つすぐな道ですから一直線がすべて見通せる、こういう非常にいい場所に確かに設置してあるんです。区道から国有地の公道に入つていくと、ここからばあつと見える状況になつていています。

それで、その通りにはワンボックスカーがあるんです。通りますと、常時置かれていて、そこからどつと人が出でくるんですよ。それで、その人が出てきて我々を監視して、トランシーバーで連絡し合うんです。そして、この前を通つて角を通りますと、先週のことなんです、これは先週撮つたんですね、現場確認のため。そうしますと、ここを持ち主の入り口から別のガードマンが出てきて、トランシーバーを持つて私どもにくつづいて、そしてまた連絡をとつて、ずっと信濃町の駅構内の中まで何人も私どもを監視しながら追尾するんです。

こんな天下の公道を、国民、地域住民の人たちも本当に恐ろしいところだという、そういうことでも訴えが出された経緯もあります。次々にガードマンらしき人が何人も出でくるんですよ。（発言する者多し）そんな甘いものじゃないんだよ。そして、次々にトランシーバーでやりながら追尾する、こういうことがやられているわけであります。

す。天下の往来、住民の日常生活にも支障、重大な脅威とプライバシーに対する侵害だと、住民の訴えも出されているわけであります。

そういう点で、地域住民の生命・財産を守る自ら治大臣・国家公安委員長として、この点を先ほど宗教法人にふさわしい行為と考えられるかどうか。そして法務大臣、その点どうお考えになるのか、御見解を簡潔にお願いいたします。

○國務大臣(深谷隆司君)　まず、御指摘のようなカメラを構えて通行人を常時映し出しているということに対しては、今日の法律の上でこれを禁止するということは容易なことではありません。しかし一般論として、道路上で理由もなく通行人を制止したり、つきまとつたり、妨害するような行為は道交法違反であり、軽犯罪に触れる可能性はございます。

いずれにいたしましても、法律にのつとつた対

○國務大臣(宮澤弘君) お尋ねの件でございますが、一般論として申し上げますれば、プライバシーにかかる問題につきまして侵害を受けたといふことがござりますれば、侵害を受けた者から申しだすがございまして、それに応じて人権侵犯事件等として事実関係を調査し、事案に応じた適切な対応をするということになつております。

○有働正治君 創価学会におきまして、例えば我が党の場合、宮本頤治議長宅の電話監聽などもありましたけれども、自分の立場、見解に批判的な人に對して尾行したり、脅迫したり、暴行行為等々の行為が相當訴えられ、私どもにも意見が届けられているわけであります。

それは、かつての創価学会の顧問弁護士でありました山崎正友氏に対する二十四時間の監視を行、脅迫等の行為であります。山崎氏から本年三月十五日、赤坂警察署に告訴状が持つていかれております。

りますと、山崎氏は元創価学会顧問弁護士でありましたが、創価学会より昭和五十五年に恐喝罪で訴告され、平成三年二月から平成五年四月二十七日まで栃木県内の刑務所で服役していると、本人もその旨記しています。そして出所以来、尾行見張り、とりわけ平成五年秋の国会での証人喚問申請以来、この方三年にわたって殺すぞとの脅迫電話、尾行、威迫、地方出張を含め三百六十五日、二十四時間そうした状態に置かれている。そこで、業務への障害、自由の剝奪、身の危険などからついに訴状を赤坂警察署に持つていつたところです。

私どもは、山崎氏から、毎日数台の車で尾行されているとの情報を得まして、山崎氏に国会方面に来ていたとき、本當かどうか確かめることにしましたわけであります。十一月二十二日午後一時ごろ、参議院議員会館の前で、議員会所との間の公道の中で、山崎氏の乗ったタクシーと、それを尾行する三台の車が目撃されました。白いセダンと黒いボックスカーで、ナンバーは、白いセダンの方が足立三三の八四六二、黒いボックスカーの方は練馬三三ら五二五六と、これも赤旗の写真部が写真を撮ることに成功いたしました。(写真掲示)明白な証拠に基づいて私は言っているわけであります。現代の民主的な法治国家で、しかも事務もあるうに国会議事堂の前で白昼公然とこうした行為が行われているということであります。

さらに、十一月二十四日午後七時ごろ、また尾行されているとの連絡がありまして、もう一度国会の前を走っていたいた。私は、ちょうどこのとき国会の議員会館にいましたので、すぐさま現場に出かけ、直接私も目撃いたしました。目の前に警察署の捜査官も尾行車を確認しているはずであります。

○國務大臣(深谷隆司君) 捜査に関する具体的な話でありますので、担当局長より答弁させます。

○政府委員(野田健君) お尋ねの事案につきましては、本年三月十五日、山崎氏が警視庁赤坂署を訪れ、最近不審な車がつきまとい、追尾されるなどの嫌がらせを受けているので脅迫罪、威力業務妨害等で告訴したいと相談を受け、本人から詳しい事情もお聞きしたところでありますけれども、告訴事實を疎明する資料の整備を行つていただき必要から、再度また来署していただくようお願ひしているところであります。告訴に必要な疎明資料

料等が整備され、告訴の要件を整えた段階で受理したいと思っています。

○有働正治君 山崎正友氏及びその知人が尾行された車の一覧リストを私は持っています。平成元年二月以来、品川五三ね四五二五、以下全部車両ナンバーございます。これだけでも三十数台あるんですよ、こういうこと。そして山崎氏は、もともと私が監視、尾行などの創価学会の幹部だった當時、総元締めをやっていた自分が言うから間違いないということを言って、運転手の数名は学会本部の防衛部隊とも言える人物だということまで指摘しているわけであります。車のナンバー等々も明白であります。私も、先ほどお示ししましたように、証拠写真その他も面白に撮ったわけでおります。

○國務大臣(深谷隆司君) ただいま刑事局長が答
えましたように、この件については一たん事情を
ます。これは國家公安委員長として答弁いた
たい。

○有働正治君　總理、私はいろいろ具体的な事案を挙げました。公益法人としての行為としてこの点どうなのかという問題意識から私は今問題提起をしているわけであります。いやしくも社会的批判や社会的指弾があつてはならないということを冒頭に御答弁なされたわけですからども、この点についての感想なり、対応について積極的な対応を求めるわけであります。

○國務大臣(村山富市君)　具体的な事実関係は私は承知いたしておりませんから、したがつてコメントは避けたいと思いますけれども、しかし一般論として申し上げれば、私は、御指摘のような行為がもしかするとするならば、それはふさわしいことではない、公益法人として社会的に指弾をされる行為ではないかというふうに思います。

これは、この宗教法人法の改正案を審議する際にも、一番強調して皆さんが御議論になつたのは、基本的人権の尊重ということですね。したがつて、その基本的人権を侵すような行為をいうものでは、これはやっぱり社会的にふさわしいことではないと言わなければならぬと思います。

○有働正治君　次に、私は、きのう我が党の橋本議員も提起いたしました、宗教法人法に基づく本来の用に供していない施設等での固定資産税の非課税問題、この問題を取り上げたいと思います。

私どもは固定資産税を政党として払つている。選挙の公平という点でこの点どうなのかという立場から述べているわけであります。

まず、事実関係を求めます。私は創価学会本部省に聞きます。

私は、新宿の党的区議団、専門家の御協力を得まして、信濃町で創価学会所有の土地をすべて登記簿から確認いたしました。ここにその書類全部を持ってまいりました。大変手間がかかりました。

た。その一つ一つの地番、地目、面積を私は摘要いたしまして、私の調査として法務省にお示しし、私どもの調査が間違いか調査結果の確認を求めたわけあります。

つまり、この地目、信濃町十五の二あるいは何丁目何番地と、十五の二は宅地で八十四・四七平米、十五の三は宅地で百四・八二、あるいは信濃町十九の一は境内地で九百四十二・〇〇平米と、これを全筆数調べて、私の調査として法務省に確認を求めたわけあります。

その結果、法務省として、私の調査、事実関係、間違いなかつたかどうか。私の調査を集計するに、信濃町の創価学会所有地は地目別でそれぞれ何筆で何平米なのか、簡潔に結論だけ教えていただけないかと。

○政府委員(濱崎恭生君) ただいま御指摘のように、委員から事前に新宿区信濃町十五番の二以下三十二番の三十八までの合計百十五筆の土地登記簿を見せていただきまして、その登記簿で確認させていただきましたところ、その総面積は合計百十五筆で二万九千八百三十六・五二平米、地目別に申しますと、宅地が七十四筆で一万二千五百二十四・九八平米、境内地が四十筆で一万七千二百三十九・五四平方メートル、公衆用道路が一筆で七十二平方メートルであるということを確認いたしました。

○有働正治君 私の調査結果と合致いたします。

そこで、時間も限られてまいりましたから、きのう来、橋本議員も提起いたしましたが、合計すると約三万平米、約三ヘクタールの所有地です。その中で境内地は一般に非課税で宅地等は課税されているわけであります、この住宅地図に、創価学会の土地がどこにあって、非課税地、課税地、境内地を非課税地として色をつけました場合こういうふうになるというのがこの地図。(地図掲示)赤が非課税地、ピンクが宅地等ということで、かなり大規模になるということがわかります。

それで、自治省の固定資産税の算出の仕方に基づいて、専門家の協力を得て、私も大学では数学

でありますからかなり厳密にやつたつもりであります、固定資産税がどれくらいになるかといふと、境内地だけ、しかも土地だけに限つて見ますと一億二千万円になります。

次に、私どもは全国一千カ所と言われるそういう施設、建物等の課税額がどれくらいになるか少し知りたいと思いまして、北海道、東北、関東、中部、中国、四国、九州の各ブロックから一つの創価学会文化会館を選び出しまして、自治省公認のやり方で、土地について十一カ所、十四万三千四百平米について固定資産税推計一億二千九百万円。こういう施設が選挙活動の拠点となっていたりすることは明白でありますから、自治大臣、本来の目的に供しているかどうかという立場から、税の公平、課税について厳格な対応、これを求めるわけですが、いかがでありますか。

○國務大臣(深谷隆司君) 宗教法人につきましては、たびたびお答え申し上げておりますように、専らその本来の用に供する境内建物及び境内地が非課税の対象になるわけであります。ですから、その非課税の対象地が他の目的のためにほとんど使われているという状態であれば、当然非課税措置は正しくないわけでございます。

これらの判断につきましては、本来市町村で判断します。この場合、二十三区でありますから東京都でございます。適切な判断をするように指導したいと思います。

○理事(松浦功君) 時間です。

○有働正治君 いや、終わります。

○理事(松浦功君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後四時五十二分開会

〔理事松浦功君委員長席に着く〕

○理事(松浦功君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を開いたします。

佐々木委員長から委員長辞任の申し出がございましたので、私が暫時委員長の職務を行います。

委員長の辞任の件についてお詫びします。佐々木委員長から、文書をもつて、健康上の理由により委員長を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(松浦功君) 御異議があるようございませんので、佐々木委員長の辞任を認めることに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○理事(松浦功君) 起立多数。よって、辞任を許可することに決定いたしました。

これより委員長の補欠選任を行います。

つきましては、選任の方法はいかがいたしましたよ。

○渕上真雄君 私は、委員長に倉田寛之君を推薦することの動議を提出いたします。

○理事(松浦功君) ただいまの渕上君の動議に賛成の諸君の起立を願います。(拍手)

〔賛成者起立〕

○委員長(倉田寛之君) 起立多数。よって、委員長に倉田寛之君が選任されました。

どうぞ御登壇をお願いいたします。(拍手)

〔倉田寛之君委員長席に着く〕

○委員長(倉田寛之君) ただいま皆様の御推舉によりまして委員長の重責を担うことになりました倉田寛之でございます。

甚だ微力でございますけれども、皆様の御指導と御協力を賜り、公正で円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○委員長(倉田寛之君) 理事の辞任についてお詫びいたします。

尾辻秀久君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これ

う方策は、信教の自由を根本的的理念とする現行法の段階で把握することができないか真剣に私たちは考えなければならないと思います。だからといって、現行宗教法人法に管理監督権を与えてといた大事件となりました。こうした事件をもつと初期の段階で把握することができないか真剣に私たちが考えなければならぬと思います。だからといって、現行宗教法人法に管

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に上杉光弘君を指名いたします。

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

○委員長(倉田寛之君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○本岡昭次君 まず、外務省に伺います。

○理事(松浦功君) 本岡昭次君、まず、外務省に伺います。

あります。オウム真理教事件に関して警察当局が全力を挙げて対応していることに敬意を表するものであります、ただ、刑事案件としての対応の前に、私は政府として、人権問題として、基本的人権といふものが個々人にどのように守られていいるかということについての対応といふものがあるべきではないかということを考えます。

子供の教育権侵害、薬物の不当投与、面会の拒否など、これらは一つ一つ人権侵害の事例であります。オウム真理教事件を見ても、またいろいろな宗教団体、あるいはまたそのほかの団体が事件を起こす前には、私が言いましたような人権侵害というものが必ずあるわけであります。ここで問題をきっちりと把握するか放置するかということによつて私はその後の対応が変わつてくる、このように考えていくものであります。法務大臣としてはいかがお考えでござりますか。

○国務大臣(宮澤弘君) お尋ねの件につきましては、恐らくいろいろな対応があろうと思います。

おつしやいましたよろしくは入信をいたしますが、合に本人の自由意思によつて入信をしてゐるかどうか、そこに何らかの強制が加えられてゐるかどうかといふような問題もございましようし、あるいは子供の入信につきまして、この場合に親の親権行使といふことがどこまで許されるかといふようなことがあります。

でござりますので、一方においては信教の自由といふことがござりますけれども、宗教活動につきましてもおつしやいますような基本的人権といふものが前提とならぬきやいけない、守られていかなければならぬと思つております。

〇本岡昭次君 先ほど外務省の方で確認をいたしました欧州議会のカルト決議十三項目というものが、今、法務大臣のお話になつた事柄と深くかかつております。その十三項目の中の幾つかの信教の自由というものと個人が持つ基本的人権といふものとのかかわりをこのように述べております。

「青年に達していない者は」、「これは未成年」ということですね。二十歳未満の者は「団体の構成員となることにより、その生涯の進路を決定するような長期にわたる正式参加を行うよう強要されはならない」とか「団体加入後に家族及び友人との接触が認められなければならない」、「あるいはまた教育の課程を開始した構成員は、その修了を妨げられてはならない」、「また以下個人の権利は尊重しなければならない」。

妨害されずに団体を離れる権利 直接に又は手紙若しくは電話で家族及び友人と接触する権利 法的又はその他の、中立の意見を求める権利 隨時医療の手当てを求める権利 あるいはまた「物乞い又は売春等特に資金調達に関して何人も法を破るよう教唆されはならない」、あるいは「構成員の家族からの電話の呼び出し及び手紙は、即座にその構成員に回されなければならない」、「新規加入者に子供がいるとき、団体は子供の教育及び健康を促進するため最善を尽くすとともに、子供の幸福が危険に曝されるような環境を回避しなければならない」、こういうようなことをここで、議論を一九八四年のその段階でやつております。

だから私は、宗教法人法を改正して、オウム事件のような再発を直接に防げなくとも何か効果があるのではないかという事柄に対し、そうじやない、もつと別の基本的人権からの切り込みというものをきちっとやることが必要ではないかとうことを私は考えるのであります。

そこで、法務大臣どうでしようか。こうした個人の人の人権を日常的に守っていく権限と能力を持った人権擁護制度、またその制度に基づく機関、そういうふうなものをつくりて、そしてオウム事件のような事件防止をするということを私は考るべきではないかということを思うんです。法務省に人権擁護委員会とか擁護組織とかいうものが現在ありますけれども、これは極めて貧弱なと言つたら怒られるかもしませんが、こうしたことに対応できるような権限と能力を持つていないと、私はこう見ています。

いろんな危機管理ということが今言われます。予測できそうにもない自然災害の地震でも何とか予測しよう予測しようとやっておるんでしよう、事前に察知できないかと。だから、こういうオウム真理教のような事件に至るまで、こうした個々の細かい人権侵害が行われているとところをきちつと押さえて対応していくばこういうことにならないんではないかということを思うんだすが、どうでしょうか。

人権問題に非常に日本の政治は弱いんですよ。この際、そういうふうな問題に踏み込んでいくと、いうことをひとつお考えになりませんか。法務大臣、いかがですか。

○國務大臣(宮澤弘君) 基本的人権を擁護すると、いうことは、我が国憲法の重要な柱の一つでござります。また、民主主義の基本であると思ひます。それから、先ほどお話をございました、私も申し上げましたように、信教の自由なり宗教活動の自由ということはもちろんござりますけれども、しかし、それが基本的人権を無視したり基本的人権をじゅうりんしていいということでは決してな

いと 思います。
法務省といたしましては、一つは先ほどもお話をございましたが、基本的個人権というものが国民生活の基礎でございますので、そういう考え方、思想の普及、徹底ということに努力をいたしてい るつもりでございますし、また同時に、個別的基本的人権の侵害の事例というものが生じました場合には、それを受けまして、それについての是正措置等について、今もお話をございました人権擁護委員等がせつからく努力をいたしているところでございます。
今の御提案はそれ以外のと申しますか、それに加えて特別の何か機関ができるのか、こういうお話をござりますけれども、これは今のところは御高見を承ったということで私は御理解をいただきたいと思います。
○本岡暉次君　いや、御高見つて、私はそんな御高見なんぞ言つたつもりはないんですけども、みんな不安なんですよ。不安なんですよ、一番の問題は。
だから、その不安を未然に防止するというの は、例えば風邪を引く前にのどがおかしくなると みんなうがいをするんです。同じように、特に子供がいろんな状態に置かれるんですよ。強制的に拘禁されたり、親と面会できなかつたり、家へ帰ればまたそれを強引にさらにも強制的に宗教団体に持つていくとか。だから、そういう段階を放置せずに、やはりきちつと対応できるものを。
今の人権委員会とかああいう擁護委員の機能ではできませんよ、そういう権限とか機能を持つてない。だから、これはそういう人権といふものにきちつと対応できるものを、御高見じゃなくして、法務大臣をやつておられる間にぜひともこれを。行政改革で新しいものをつくるべきではないとかいうふうな議論もいつぱいあります。しかし私は、この人権問題というのをそういう形できちつと押さえていく法務省に僕はなつていただきたいと思います。御高見拝聴じゃなくて、もうちょいと前向きの御意見をひとつ出していただけませ

んか、こういうときにこそ。

○國務大臣(宮澤弘君) 今お話しの中でも行政改革云々というようなお話をございました。そういうこともございますので、今ここで直ちにお説の

ような新しい機関なり機構なりをつくるというこ

とにについて検討を進めるというような御答弁を申

し上げる立場にはないと思います。

しかし、先ほど来しばしば申し上げております

ように、人権の考え方の思想を普及徹底するこ

と、それから、現に人権侵害が行われた場合には

それに直ちに対応していくということについて

は、今回のオウムの問題につきましても、おっしゃいますようにこれは基本的に必要なことである

といふ認識は十分持っておりますので、その面で

せつかり努力をしていきたいと思います。

○本岡昭次君 きょうは議論は法務大臣とはこの

程度にさせていただきます。また改めて深めたい

と思います。

文部大臣、どうでしよう。この宗教問題につい

ては、未成年の子供たちがいろんな形でかかわっ

ていくんですよ、学生とか生徒。そういうことも

含まれて、現行の宗教法人法をこういうふうに改正

することによって国民のさまざまな不安とかとい

うことは解消されるんではないと、こう思うんで

す。そういう点で文部省も積極的に子供の人権を

守るという立場でかかわるべきだと私は考えま

す。いかがでしょうか。

○國務大臣(島田宣伸君) 御高承のとおり、教育

を受ける権利は、憲法、教育基本法に規定されて

いる極めて重要な権利であります。いかなる信仰

を持とうとも、保護者は子供に義務教育を受けさ

せる義務があると、こう規定しております。また、

何よりも子供の就学を妨げることは許されないと、これも同じくあります。

子供たちの就学を確保するためには、保護者に対する粘り強い説得が実は必要でございます。状況によつては広く関係機関とも連絡して取り組む必要もあるわけでございますが、文部省としては今後とも、子供の適正な就学が確保されるよう、論議をいただいたわけでございます。こういつた

関係省庁とも連絡しながら指導してまいりたいと、こう考えます。

○本岡昭次君 答弁は大変不満ですが、仕方がありません。

(拍手)

終わります。

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございます。

ごらんのとおり、大変緊迫した感じを私は受け取るわけでございます。こうした中で質問をさせていただくわけでございますが、私の質問が本日最後だ、これが終わつた後何かあるんじゃないかなと、こういうふうなことをみんな心配しているというふうに思つてゐます。そういう意味では、倉田新委員長におかれましても民主的な運営で、みんな安心してやつてもらえるような運営をぜひお願いしたいというふうに思うところでございま

す。

それでは、昨日の質問に續いてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

昨日、時間がなくて途中で終わつたわけでございますが、私は、なぜそんなに急いでこの法改正をやるのかと、こういうふうなことを伺つたわけでございまます。その小野文化庁次長の御説明の中で、国民の世論は宗教法人法の改正を望んでいます。非常に高い率で改正をすべきだと、こういうふうな世論調査というか、世論をそういうふうに受けとめていると、こういうふうなお答えがあつたわけでございますが、少なくとも九月二十九日の段階で何を根拠に改正をすべきだとお考えになつてゐるわけでございましょうか。

○政府委員(小野元之君) 私が昨日お答え申し上げましたのは、当時の新聞の世論調査等によりますと、非常に高い率で宗教法人法の改正をすべきだという意見が強かつたというふうに私は記憶をいたしております。

そして、審議会におきましても、特別委員会を八回、総会を五回ということで、特に特別委員会を

時点におきまして、ぜひとも二十九日の時点で報告を出していただき、そしてそれを受けて具体的な法改正に取り組むべきだというふうに私としても考えておりましたので、その旨申し上げたところでございます。

○国井正幸君 最近、特に佐賀の補欠選挙等を含めて、衆議院での法案の議論がなされてきて、私は世論の関心も相当高まってきたというふうに思つておりますけれども、少なくともこの時点では、言われるほどのそういうふうな高い率があつたというふうには私は思つておりません。見解の違いかもしれません。私はそのように考えております。

それでは、中身の問題に入つていきたいというふうに思います。

改正法案の第二十五条の部分に「財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出」の項があるわけでございますが、その第三項に、「宗教法人は、信者その他の利害関係人」に対して、途由省略しますが、「正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ」と、こういうふうな中身があります。そして、

宗教法人審議会の報告の中でも、宗教法人に何らの関係を有しない者まで含めるのは適当でないから信者なり利害関係人だと、こういうふうなこと

で出でているわけでございます。

○政府委員(小野元之君) 今の一例でございますが、具体的な法律上の正当な利益があり、かつ不

正當な目的がないというものと言えるかどうかとい

うことが出て来ているわけでございます。

○政府委員(小野元之君) 今おつしやつたのは、仮に、奥様が信者ではな

い人を指すのか、そしてまだそれが信者なり利害関係人というふうに認めるのか、この辺についてお聞かせをいただきたいといたします。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。

「信者その他の利害関係人」でござりますけれども、正当な利益があり不当な目的でないといった

場合に、法二十五条二項の備えつけ書類の閲覧を請求できるというふうにこの法律では定めてござります。

信者につきましては、各宗教団体の特性や慣習によりましてさまざまな呼び名で呼ばれているわ

けでございます。そして、信者かどうかの判定については、当然のことでございますがその宗教法人がなさるということでございますが、一般的には信者というものにつきまして、この二十五条二項の閲覧を請求できる正当な利益がある信者その他の利害関係人の信者につきましては、一つとい

たしまして、寺院の檀徒や神社の氏子などのうち、法人と継続的な関係があつてその財産基盤の形成に貢献している者。こういったものが考えられます。また総代など、法人の管理運営上の地位が規則等で定められている方、それから三番目に宗教教師など、法人と継続的な雇用関係にある方。こういった方がここで言う信者に含まれるというふうに私どもは理解をいたしております。

○国井正幸君 具体的な話でお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

オウム真理教の仮谷さんの事件にも大変関係があつたとして、寺院の檀徒や神社の氏子などのうち、法人と継続的な関係があつてその財産基盤の形成に貢献している者。こういったものが考えられます。また総代など、法人の管理運営上の地位が規則等で定められている方、それから三番目に宗教教師など、法人と継続的な雇用関係にある方。こういった方がここで言う信者に含まれると

いうふうに私どもは理解をいたしております。

○国井正幸君 お聞かせをいたしましたのは、個人的な私有財産を寄進する、その場合、私の妻

が、具体的な法律上の正当な利益があり、かつ不

正當な目的がないというものと言えるかどうかとい

うことが出て来ているわけでございます。

○政府委員(小野元之君) 今の一例でございますが、具体的な法律上の正当な利益があり、かつ不

正當な目的がないというものと言えるかどうかとい

うことが出て来ているわけでございます。

○政府委員(小野元之君) 今おつしやつたのは、仮に、奥様が信者ではな

い人を指すのか、そしてまだそれが信者なり利害関係人の方に入るかど

うかということになると思うのでございますけれども、利害関係人の例といたしましては、債権者や保証人など、法人と取引等の契約関係にある方、それから法人の行為により損害をこうむつた方、あるいは包括被包括の関係にある宗教法人

が、具体的な法律上の正当な利益があり、かつ不

正當な目的がないというものと言えるかどうかとい

うことが出て来ているわけでございます。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。

「信者その他の利害関係人」でござりますけれども、正当な利益があり不当な目的でないといった

場合に、法二十五条二項の備えつけ書類の閲覧を請求できるというふうにこの法律では定めてござります。

具体的に仮に先生がある宗教法人に対し寄進

をずっととなさつておられて、その関係で私は先生

は当然ここで言う信者その他の利害関係人に含まれると思いませんけれども、奥様の立場はどうかといふのは、その宗教法人との関係をもう少し見させていただかなければ断定できないのではないかというふうに思うわけでございます。

○国井正幸君 私が質問をしていることに全然答えていただいていいないというふうに思うんです。例えはオウム真理教の仮谷さんの事件に関しては、いわゆる兄弟の方がオウム真理教に対しても大変な寄進をしたり、そういうことをしている。兄弟としてそういうのを見ていられない。こういうこと等があつて事件に巻き込まれたんではないかと、私は報道の中でもそういうふうに承知をしているわけでございます。

言うなら、例えは私が寄進をした。それは名義

上も私の財産であつても、家族、親族、こういう者は余り寄附されたんじゃ困っちゃう。こういうふうなことがあつた場合は私はむしろ利害関係人になり得るのではないかと、こう思つていてるわけですが、今の答えでは全然私の質問に答えていないというふうに思うんです。もう少し明確に答えください。

○政府委員(小野元之君) 正当な利益があるかどうかということになるわけでございますけれども、もちろんこれは最終的に宗教法人が御判断なさる問題でござりますけれども、仮に私が宗教法人の側にいたという立場でございましたら、今のような例でござりますと、ここで言う具体的な書類について閲覧を請求できる立場にあるのではないかというふうに思つております。

○国井正幸君 例えは、私の家内が利害関係人だと、こうなつた場合、その家の親とか兄弟もいるわけですね。これじや嫁いで大変な苦労しちゃうんじゃないかと、そういうことを心配する親兄弟なんかも私はいると思うんですが、そういう場合はいわゆる利害関係人になるのかならないのか、この辺いかがでしょうか。短く言つてください。

○政府委員(小野元之君) 個別の例でございます

が、私は先ほど奥様の場合と、こう申し上げたのでございますが、これは生活をともになさつておられて、仮に先生が寄進なさつたことで家計に影響がもちろんあるわけでございますし、そういうことが法律上の正当な利益として、例えは御主

人が寄附なさつたお金がどうなつてているのか、この宗教法人に対して寄進をなさつたことが奥様のお立場としてその生活に影響もあるわけでござりますから、例えは相続権の問題であるとかあるいは遺産の分与の問題等が将来生じた場合に、それは具体的な財産権の問題として法律上の利害関係が生ずると思いますので、そういうった場合であればここで言う閲覧を請求できる立場に私としてはあるのではないかと思うわけでございます。

○国井正幸君 私がなぜこういうことを聞いてきたかと申しますと、この利害関係人というのは大変不明確な規定になつていて、いわゆる芋づる式にどんどんどんどんなつていく可能性が非常に強いただろうというふうに思います。そして、特に宗教というものについては、信じる者としては大変ありがたいことであります、信じない者からすれば何のことはない、こういうふうなものであるわけです。したがつて、その価値観が非常に違うわけですね。

そういうことを考へると、この利害関係人といふのは、信じている者からすればそんなことを言つてくれるなど、こういうことになつても、信じない者からすればそんなことはない、こういうことでいろいろ問題を起こすことになるだらうといふふうに思ふんです。際限がないだらうと私は思ひます。

そういう意味では、先ほど来るしろ宗教法人なり宗教団体が決めることだと、信者とは、あるいは利害関係人とは、第一義的にはと。こういうふうなことであるとするなら、これらについては、法律的に見せる見せないなんということをやるよりも、その宗教団体の自治に任せるべきなのではないか、私はこういうふうに思うわけでございま

す。それから、時間も非常にないわけでございますが、いわゆるにせ信者や、あるいは悪意を持つたあるいは作戦的な方が入り込んできた場合、これらを防ぐ措置というはあるんだろうか。これから来年になるといわゆる会社の総会シーズンがやつてくるわけでございまして、総会屋等の事件と

いうのも数多く報じられているわけです。会社の情報を開示させたり会社の経営内容に立ち至つた事件があるわけでございますが、これらについてして金品をおどし取ろうといういわゆる総会屋の事件があるわけでございますが、これらについて警察庁の方で、どの程度の件数があるか、簡潔にお答えをいただければと思います。

○政府委員(野田健君) 最近における総会屋の検挙件数及び検挙人員につきましては、平成五年は二十七件七十名、平成六年は三十二件五十七名、

本年は九月末現在で二十九件三十九名という状況にあります。このうち商法第二百九十三条ノ六に規定する株主の帳簿閲覧権等をめぐる事件といたしましては、総会屋らが都内所在の株式会社の社長に対して、3%以上の株主になれば臨時総会の開催や役員の選任要求、営業帳簿の閲覧もできるんだなどと脅迫し、所持している株を高値で買取るよう要求して一億数千万円を喝取しようとした事案について、本年六月に警視庁が恐喝未遂容疑で検挙したこととを把握しております。

いずれにしろ、刑法に触れるような状況があ

れば断固取り締まつてまいりたいと考えております。

○国井正幸君 三%以上持つている者についてもいろいろそういうふうなことが行なわれているわけございまして、今度はある意味ではだれでも見られる、こういうふうなことも考えられますので、この辺については十分歯どめ措置を講ずることが必要ではないかというふうに思います。

私も、もういつぱい聞きたいことがあるんです

○委員長(倉田寛之君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時二十九分散会

平成七年十一月六日印刷

平成七年十一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K